2020 KITAMI SHINKIN BANK REPORT

北見信用金庫の現況

2019年4月1日 ▶▶ 2020年3月31日

北見信用金庫

CONTENTS

●当金庫の概要 1
●ごあいさつ 2
●経営理念・経営方針 3
●リスク管理体制・法令等遵守体制 4
●当金庫における苦情処理措置・
紛争解決措置等の概要（金融ADR制度への対応） 5
●反社会的勢力に対する基本方針・
個人情報保護宣言（プライバシーポリシー） 6
●事業の概況 7
●健全性について 8
●不良債権の状況 9～10
●地域社会と北見信用金庫
○当金庫の地域社会活性化への取組みについて 11～12
○2019年度地域密着型金融及び金融仲介機能の取組み状況について 13～17
○金融仲介機能のベンチマークについて 13～16
・ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化 13～15
・事業価値を見極める融資手法をはじめ
中小企業に適した資金供給手法の徹底 16
・「経営者保証に関するガイドライン」への取組み 16
・地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献 17
・2020年度の課題解決型金融の取組み 17
○お客さま満足度向上の取組み 18
○環境・人に優しい取組み 18～19
○社会的・文化的貢献面での取組み 19～20
●主な商品のご案内 21～22
●おすすめサービス・手数料 22
●総代会制度 23～24
●役員・組織図 25
●会計監査人 25
●店舗案内・ATM設置案内 26
●資料編
○貸借対照表／損益計算書／剰余金処分計算書 27～31
○主要な業務の状況を示す指標 32
○預金に関する指標／貸出金等に関する指標 33～35
○有価証券に関する指標／有価証券等の取得価額、時価及び評価損益 35～37
○役職員の報酬体系 37
○自己資本の充実の状況について 38～43
○連結に関する事項 44～50
●沿革・歩み・当金庫の主な事業の内容 51
●法令等で定められた開示項目索引 52

当金庫の概要（2020年3月31日現在）

本店▲

名　　称	北見信用金庫
本店所在地	北見市大通東1丁目2番地1
創　　立	1930年11月14日
出資金	11億85百万円
会員数	25,470人
預金量	4,917億97百万円
貸出金	1,779億78百万円
店舗数	30店舗(※)
常勤役職員数	306人

※四条支店は、2020年4月に旭川支店に統合しており、現在は29店舗となっております。

ごあいさつ

皆さまには、平素より北見信用金庫に対しまして格別のご愛顧、お引き立てを賜り、心よりお礼申し上げます。

当金庫は、地域金融機関として地域社会の発展・繁栄にたゆまぬ努力を重ね、地元の皆さまとともに歩んで参りました。

おかげさまで今日がありますのも、ひとえに皆さまからの温かいご支援の賜ものと深く感謝しております。

さて、2019年度の我が国経済は、米中貿易摩擦の激化や世界的な景気減速を受け、輸出が減少した製造業を中心として機械設備への慎重姿勢が見られましたが、個人消費が底堅く推移したことにより、弱めの動きではあったものの、景気の拡大基調が続きました。しかしながら、2019年10月の消費税率引上げ、2020年に入ってからの新型コロナウイルスの影響により経済活動は大きく冷え込みました。金融界においては、日本銀行が一昨年より引き続き「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を実施し、預金・貸出金金利を含めた各種金利はきわめて低い水準で推移しました。また、新型コロナウイルスによる経済への悪影響を食い止めるため、潤沢な資金供給、企業の資金繰り支援、市場安定化を柱とする緩和強化策を決定しました。

海外情勢に目を転じますと、第3四半期までの状況としては、米国では、設備投資に弱い動きが見られたものの、堅調な雇用情勢を背景に個人消費が底堅く推移し、景気を支えました。ユーロ圏においては、英国のＥＵ離脱に関する不透明感が景気の下押し要因となりました。スペイン、フランスは底堅く推移したものの、ドイツは世界経済減速の影響により輸出が振るわず、横ばい圏内の動きとなりました。中国においては、内需の弱さに加え、米中貿易摩擦を背景に輸出が停滞しました。中国政府は減税や社会保険料率引下げなどの景気対策を講じたものの、実質ＧＤＰ成長率の減速が続きました。第4四半期以降は、新型コロナウイルスの流行により、世界的に経済活動が停滞しました。今後につきましては、世界経済の回復には新型コロナウイルスの収束が不可欠であり、新型コロナウイルスを克服した後にも、米国と中国その他各国との貿易摩擦が激しさを増す恐れがあります。また、中東や北朝鮮における地政学リスクなど、世界経済への悪影響が懸念される事象が存在しています。

我が国経済の展望につきましては、新型コロナウイルスの影響によりマイナス成長が避けられないと推察します。新型コロナウイルスが収束し、国内での感染拡大が落ち着けば、しだいに個人消費は持ち直すと考えられますが、インバウンド需要や貿易活動については、元の水準に戻るには相当の時間を要すると予想されます。当地方の経済におきましても、当面は停滞を余儀なくされるものと推察します。

当金庫は2020年11月に創立90周年を迎えます。お客さまへの感謝の気持ちで90周年を迎えるとともに、これからもより一層、地域経済発展に貢献できるよう、役職員一丸となって取組んで参りますので、変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2020年7月

理事長　金田充郎

経営理念・経営方針

〔経 営 理 念〕

当金庫が昭和5年（1930年）の創立以来、90年の歴史を通じて一貫して持ち続けてきたことは、「地域の皆さまとともに歩み、地域社会の発展・繁栄に貢献する」ということであります。

この「地域社会との共生」という理念を強く認識し、協同組織金融機関としての社会的役割を果たすべく業務に邁進してきた結果、皆さまからの『信用』というかけがえのない財産を築くことができたものと確信しております。

今後も当金庫が地域金融機関として社会に貢献していくためにすべきことは、信用金庫経営の不変の原点である「地域社会との共生」と「中小小規模企業の支援、育成」の姿勢と信念を常に持ち続け、地域の発展・繁栄を願う皆さまとともに、「使命共同体」というかたちで地域に根差し、価値のある金融機関として役割を果たしていくことであると認識いたしております。

北見信用金庫は、『信用』という大きな財産を基礎に、激変する時代に適応する地域金融機関として、更なる健全経営に邁進してまいります。

中期経営計画
“きたしん ADVANCE to CENTURY STAGEⅡ”
～地域と共に未来へ歩み続ける金融機関を目指して～

2018年4月～ 2021年3月

基本理念

地域金融機関として地域の発展にいかに寄与するか、常に考え行動することが当金庫に課せられた使命である。我々北見信用金庫人の夢とは、取引先の夢を実現することである。取引先企業の夢とは、創業そして永続的発展であり、個人においてはライフステージそれぞれにおけるニーズである。そして、これにコミット（かかわり合う）するのが我々の夢である。

この夢を単なる夢に終わらせることなく、実現に向けて全役職員が価値観を共有し、チャレンジしていくこととする。

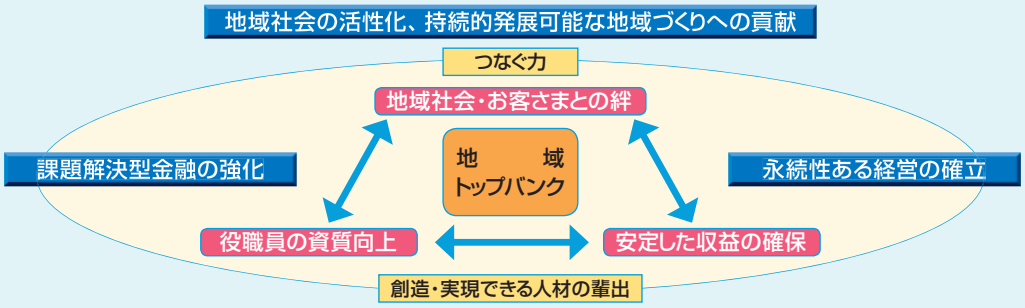

重点施策

Ⅰ 課題解決型金融の強化

(1).コンサルティング機能の発揮
- ①.事業承継・M&A支援
- ②.創業・新事業支援
- ③.ビジネスマッチング支援
- ④.経営改善・事業再生支援

(2).取引先企業の経営力強化支援
- ①.各種情報発信
- ②.各種セミナー開催
- ③.取引先企業の人材育成支援
- ④.取引先企業の人材マッチング支援

(3).地域振興・活性化への積極的な参画

(4).地域密着型金融のための態勢整備
- ①.審査部、業務部、地域金融支援部、営業店の連携強化

(5).担保・保証に過度に依存しない融資等への取組み

Ⅱ 永続性ある経営の確立（経営力の強化）

(1).ガバナンスの強化
- ①.SDGsの推進

(2).収益力の強化
- ①.資金利益の向上
- ②.不良債権の早期回収と未然防止
- ③.役務取引等収益の拡充

(3).生産性・効率性の向上、300人体制の実現
- ①.チャネル戦略の見直し
- ②.コスト競争力の強化（ローコスト・オペレーション）

(4).健全性の確保
- ①.自己資本の適切な管理

(5).「顧客本位の業務運営」への取組み

(6).人材育成・活用
- ①.人材力強化
- ②.採用戦略の充実
- ③.職員の離脱防止
- ④.働き方改革の推進
- ⑤.ダイバーシティの推進

(7).「金融仲介機能のベンチマーク」の活用

Ⅱ 永続性ある経営の確立（コンプライアンス態勢・内部管理態勢の強化）

(8).コンプライアンス態勢の強化
- ①.コンプライアンス風土の醸成・違反防止の強化
- ②.金融犯罪、マネー・ローンダリング等防止の確実な実施
- ③.顧客保護管理の充実

(9).内部管理態勢の強化
- ①.リスク管理態勢の強化
- ②.サイバーセキュリティ対策の強化
- ③.実効性のある自店内検査
- ④.苦情・相談等に関する対応

(10).改正民法への対応

お客さまへの六つの誓い

①「お客さまに笑顔で接します。」
②「お客さまの身になって、しっかりと気配りします。」
③「お客さまに正確な情報をご提供します。」
④「お客さまのお話をしっかりとお聴きします。」
⑤「お客さまに十分ご理解いただけるよう、わかりやすくご説明します。」
⑥「最後まで責任を持って、お客さまに接します。」

リスク管理体制・法令等遵守体制

リスク管理の体制

当金庫は金庫の業務の健全性・適切性を確保するための態勢整備を定めた「内部管理基本方針」を策定しております。

リスク管理の高度化が求められる中、この「内部管理基本方針」に基づき「統合的リスク管理態勢」を策定し統合的リスク管理の基本フレーム(基本方針)及び運用体制を定めております。

さらに、「統合的リスク管理規程」において管理対象リスク、管理体制、要領・権限、リスク限度枠、新たなリスクの対応、管理不可能なリスクが存在する場合の対応、報告体制を定めております。

リスクに見合った十分な自己資本の確保、及び正確な自己資本比率算定のための態勢整備を行っております。

リスクカテゴリー毎の管理は以下のとおりです。

●信用リスク管理

信用リスクとは、「信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスク」のことです。当金庫では、貸出資産の健全性を維持管理するため、「クレジットポリシー」に基づく厳格な審査体制を構築、貸出審査の独立性を確保しております。

さらに貸出審査能力の向上や、経営改善支援活動を通じたお取引先の経営内容の改善に取組み、信用リスクの軽減を図っております。

貸出以外の運用資産についても、格付けの把握やリスク分散等の対応を行っております。

また、資産の正確な自己査定を行うための態勢整備を行っております。

●市場リスク管理

市場リスクとは金利、為替、株式等のさまざまな市場の動きにより、資産(貸出、有価証券など)・負債(預金など)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクで「金利リスク」「価格変動リスク」「為替リスク」からなります。

方針・規程に基づき市場リスクの特定・評価、モニタリング、検証・見直しに努めております。

また、常勤理事、本部執行役員及び部長によって構成される「金利調整委員会」を設置しており、資産・負債の総合管理(ALM)を協議しております。

さらに、「金利調整委員会」の下部組織として作業部門の「ALM小委員会」を設置し、これらの諸リスクに適切に対応できるよう管理手法の向上に努めております。

●流動性リスク管理

流動性リスクとは、必要な資金が確保できず資金繰りが悪化するリスク、あるいは、不利な条件での資金の確保を余儀なくされるリスクのことです。

方針・規程に基づき流動性リスクの特定・評価、モニタリング、コントロール及び削減、検証・見直しに努めております。

●オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、「金庫業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク」のことで、さらに以下のサブカテゴリーに分け管理しております。

- ◎事務リスク
- ◎法務リスク
- ◎有形資産リスク
- ◎システムリスク
- ◎人的リスク
- ◎風評リスク

●利益相反管理

利益相反管理とは、金融機関とお客さまとの取引において、お客さまの利益が不当に害される恐れがないかどうかを管理することをいいます。

当金庫は管理方針並びに関係規程を定め、所管部を設置し、お客さまの利益を保護する態勢を整備しております。

業務継続計画(BCP)

自然災害、突発的事故等、当金庫の業務継続が困難となる危機の発生時において、顧客・役職員の安全確保及び2次災害の防止に努めつつ、優先的に継続すべき重要な業務の継続を図ることを目的に「業務継続計画書」、「システム障害時対応計画(コンティンジェンシープラン)」を策定し対応するとともに、適宜訓練を実施しております。

さらに、以下の個別手順書を別に定め、体制整備を図っています。

- ・大規模震災対応編
- ・パンデミックリスク対応編
- ・大規模システム障害対応編
- ・個人情報漏えいリスク対応編
- ・流動性危機リスク対応編

法令等遵守の体制

地域金融の中心的役割を担う信用金庫は、その役割の重要性から、企業として社会的規範を逸脱するような事業活動を慎み、良識ある経営体制を堅持する社会的責任を負っています。

一般的にコンプライアンスとは法令等遵守のことをいいますが、各種法令等を遵守することはもとより、金融機関として高い倫理観に基づく社会的ルールの遵守も求められ、そのことが地域金融機関としての社会的責任を果すことにもつながります。

当金庫では倫理法令遵守態勢における「基本方針」及び「信用金庫行動綱領」を掲げ、理事会で策定された「コンプライアンス・プログラム」「コンプライアンス・マニュアル」を全ての業務運営上の柱とし、倫理法令遵守態勢の確立を図っております。

また、コンプライアンス態勢の推進と実効性を確保する機関として、理事会に直結した「コンプライアンス委員会」を設置し、それを統括する専門担当部署を設置しております。

態勢強化の施策としては、役員も含めた全職員の階層別研修や部店内定期勉強会開催、コンプライアンス関係各種認定試験への参加の他、コンプライアンス統括部署が定期的に各部店に赴いて個別指導等を行っております。

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要（金融ADR制度への対応）

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」といいます。）を営業店またはリスク管理部お客様の声を聞く課で受付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

   苦情等は営業店または次の担当部署へお電話、お手紙、ご来店等でお申し出ください。

北見信用金庫　リスク管理部　お客様の声を聞く課
郵便番号：０９０-００２０
住　　所：北海道北見市大通東１丁目２番地１
電　　話：０１２０-２７７-６６５
受付時間：午前９時から午後５時（月～金：祝日、年末・年始を除く）
※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またはお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 北見信用金庫のほかに、一般社団法人 全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」並びに一般社団法人 北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受付けています。詳しくは上記リスク管理部お客様の声を聞く課にご相談ください。

名　称	住　所	電話番号	受付日・時間
全国しんきん相談所 （一般社団法人 全国信用金庫協会）	〒103-0028 東京都中央区 八重洲1-3-7	03-3517-5825	午前9時から午後5時 （月～金：祝日、年末・年始を除く）
北海道地区しんきん相談所 （一般社団法人 北海道信用金庫協会）	〒060-0005 札幌市中央区 北5条西5-2-5	011-221-3273	午前9時から午後5時 （月～金：祝日、年末・年始を除く）

5. 札幌弁護士会が設置運営する紛争解決センター、もしくは東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」と言います。）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、リスク管理部お客様の声を聞く課または上記しんきん相談所へお申し出ください。

   なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

名　称	住　所	電話番号	受付日・時間
札幌弁護士会 紛争解決センター	〒060-0001 札幌市中央区 北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階 札幌法律相談センター内	011-251-7730	月～金 （祝日、年末・年始除く） 9:00～12:00、 13:00～16:00
東京弁護士会 紛争解決センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	03-3581-0031	月～金 （祝日、年末・年始除く） 9:30～12:00、 13:00～15:00
第一東京弁護士会 仲裁センター		03-3595-8588	月～金 （祝日、年末・年始除く） 10:00～12:00、 13:00～16:00
第二東京弁護士会 仲裁センター		03-3581-2249	月～金 （祝日、年末・年始除く） 9:30～12:00、 13:00～17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の①、②の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

   なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または北見信用金庫リスク管理部お客様の声を聞く課にお尋ねいただくか、各ホームページをご覧ください。

   ①現地調停
   東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

   ②移管調停
   当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

7. 北見信用金庫の苦情等の対応

   北見信用金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度（※）も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって北見信用金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

※金融ＡＤＲ（Alternative Dispute Resolution）制度とは
お客さまとの金融トラブルを裁判によらずに当事者間の合意により解決していこうとする制度。「金融商品取引法等の一部を改正する法律」により定められました（２００９年６月２４日公布、行為規制について２０１０年１０月１日施行）。

（1）営業店及び各部署に責任者をおくとともに、リスク管理部お客様の声を聞く課がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
（2）苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署及びリスク管理部お客様の声を聞く課が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
（3）苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明をリスク管理部お客様の声を聞く課から行います。
（4）お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介いたします。
（5）紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
（6）お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
（7）苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
（8）苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、会議・研修等により金庫内に周知・徹底いたします。
（9）お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
（10）北見信用金庫の苦情等への取組み体制

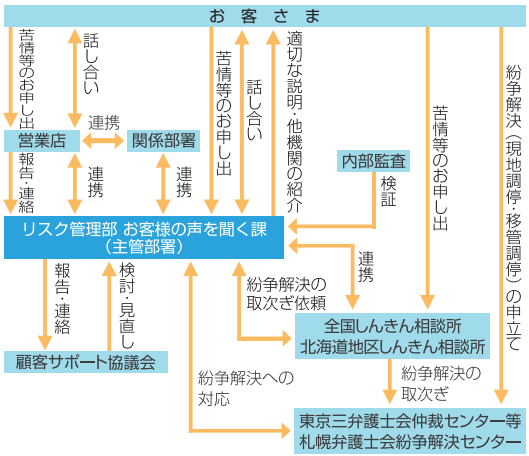

反社会的勢力に対する基本方針・個人情報保護宣言

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

2018年1月1日
北見信用金庫

1 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

○当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報の取得をします。
また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

○お客さまの個人情報は、
①預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
②営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客さまから取得した事項
③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
④各地手形交換所等の共同利用や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。
個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。
また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
お客さまご本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはございません。

A 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的
[利用目的]
①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込受付のため
②法令等に基づくご本人の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
⑧お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
⑬その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

[法令等による利用目的の限定]
①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B 個人番号の利用目的
①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
④国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
⑥預貯金口座付番に関する事務のため
※上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。
（URL http://www.shinkin.co.jp/kitami/）

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまからの中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。
中止を希望されるお客さまは、後記【個人情報等に関する質問・苦情等窓口】までお申出ください。

3 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう、定期的及び随時の点検に努めます。

4 個人情報等の開示・訂正等、利用停止等について

○お客さまご本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えいたします。
なお、次に定める場合は、不開示とさせていただきます。不開示を決定した場合には、その旨、理由を付記してご通知申し上げます。

[不開示事由]
・所定の開示請求依頼書に記載されている住所と本人確認のための書類に記載されている住所及び当金庫の登録住所が一致しないときなど、ご本人の確認ができない場合
・代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
・所定の開示請求依頼書書類に不備があった場合
・開示請求の対象が「保有個人データ」に該当しない場合
・本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
・当金庫業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
・他の法令に違反することとなる場合

○お客さまご本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加または削除、利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

○お客さまからの個人情報等の開示等のご請求につきましては、所定の手数料をお支払いいただきます。また、不開示の場合も所定の手数料をいただきます。

○開示請求にともない取得した個人情報は、開示請求に必要な範囲のみで取扱うものとします。提出いただいた書類は、開示請求に対する回答が終了した後、2年間保存し、その後廃棄させていただきます。

○以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、当金庫所定の手続によりお答えいたしますので、下記【個人情報等に関する質問・苦情等窓口】までお申し出ください。

5 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な安全管理のために必要な措置を講じます。
万一、個人データの漏えい等があった場合には、監督当局・個人情報保護委員会等への報告、漏えい等の事実関係及び再発防止策の公表、漏えい等の対象となったご本人への事実関係の通知等の措置を講じます。
※ホームページに関する安全管理措置につきましては、当金庫のホームページに掲載の「個人情報保護宣言」をご覧ください。

6 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。
・キャッシュカード発行・発送に関わる事務
・定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
・ダイレクトメールの発送に関わる事務
・情報システムの運用・保守に関わる業務

7 個人情報保護に関する質問・苦情等の申立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取組みます。
なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情等の申立てにつきましては、下記【個人情報等に関する質問・苦情等窓口】までご連絡ください。

【個人情報等に関する質問・苦情等窓口】
北見信用金庫　本・支店窓口及び「お客様の声を聞く課」
住　　所：〒090−0020 北見市大通東1丁目2番地1
電話番号：(0120) 277−665
F A X：(0157) 25−0805
受　　付：月曜日〜金曜日（祝日、年末・年始を除く）
午前9時〜午後5時

事業の概況

2019年度の事業の方針

本年度は、中期経営計画「きたしん ADVANCE to CENTURY STAGEⅡ」の中間年度として、地域金融機関としての使命を強く認識し、積極的に業務を展開しました。

「お取引先の夢を実現する」を基本理念とし、経営戦略の中核に「地域社会の活性化、持続的発展可能な地域づくりへの貢献」、「課題解決型金融の強化」、「永続性ある経営の確立」を掲げ、これを実現するための重点施策を①課題解決型金融の強化、②永続性ある経営の確立（経営力の強化）、③永続性ある経営の確立（コンプライアンス態勢・内部管理態勢の強化）として、お客さまや地域の期待・信頼に応えるよう全役職員が真剣に取組みました。

業　績

調達面では、年金受給・給与振込の口座指定推進をはじめとした預金の獲得に注力し、安定した資金の吸収に努めました。一方、運用の柱である融資面は、北見市新庁舎建設に関連する資金需要に応えたほか、農業者向けの融資に積極的に取組むなど、各店舗の地域性・店質に応じた戦略的役割と目標を設定することで、画一的・大口偏重ではない、お客さまのニーズに合致した資金供給に取組みました。併せて事業承継支援、専門家派遣、ビジネスマッチング、各種補助金申請支援といった、お客さまのライフステージや課題に即した経営支援活動に取組み、コンサルティング機能の発揮に努めました。

このような活動の結果、お客さまのご支持により期末現在の預金は4,917億97百万円、貸出金は1,779億78百万円となりました。

収支につきましては、運用利回りの低下によって預貸金利鞘の縮小等、収益環境は厳しい状況にありましたが、危機意識をもって一層のコスト削減等業務運営にあたった結果、経常利益6億68百万円、当期純利益4億40百万円となりました。

自己資本比率につきましては20.01%と高い水準を維持しております。

出資金については年3%配当を実施いたしました。

■最近5年間の主要な経営指標の推移

（単位：百万円）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	6,381	6,108	5,922	5,952	5,523
経常利益	1,202	1,026	1,102	1,243	668
当期純利益	743	627	825	939	440
出資総額	1,221	1,213	1,203	1,198	1,185
出資総口数（千口）	24,439	24,270	24,071	23,964	23,714
純資産額	43,505	43,493	43,940	44,987	43,982
総資産額	507,913	516,953	531,763	535,732	538,046
預金積金残高	461,591	470,973	485,232	488,297	491,797
貸出金残高	187,600	186,924	191,973	190,005	177,978
有価証券残高	187,415	193,706	200,123	210,101	219,965
単体自己資本比率（%）	24.44	24.41	23.94	23.26	20.01
出資に対する配当金（1口50円当たり）	2円00銭	2円00銭	2円00銭	2円00銭	1円50銭
役員数（人）	16	16	15	16	16
うち常勤役員数（人）	9	9	9	9	9
職員数（人）	306	307	312	309	297
会員数（人）	26,825	26,620	26,114	25,839	25,470

■預金積金残高

（単位：百万円）

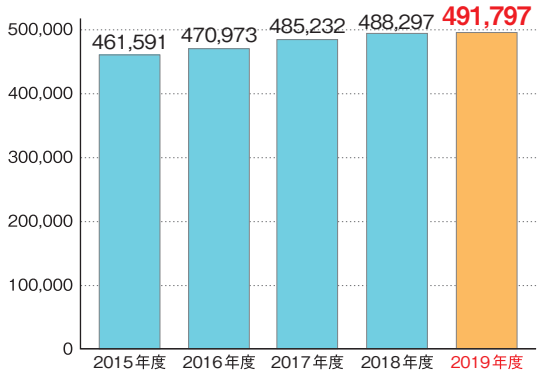

■貸出金残高

（単位：百万円）

■当期純利益

（単位：百万円）

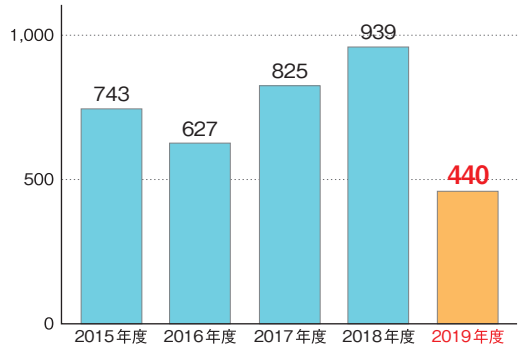

健全性について

安心の証　自己資本額442億円

自己資本とは、過去の利益の積上げや出資金のことです。貸出などの資産が不良化、回収不能となり損失が発生した場合、利益や自己資本で穴埋めすることになります。ですから、自己資本の額が大きいということは、経営が安定しているということになります。

当金庫の自己資本額は2019年度末で442億68百万円となっており、このことからも健全な経営体質であることがお分かりいただけます。

自己資本額の推移

■自己資本額の推移　（単位：百万円）

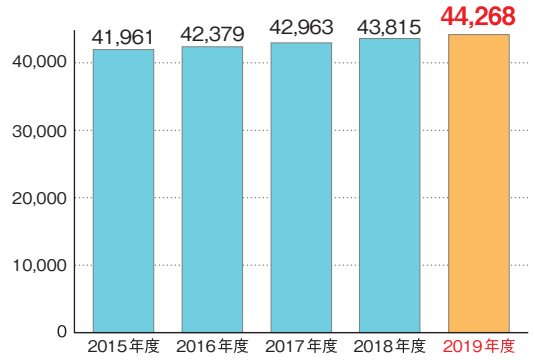

この中で、出資金以外の自己資本（430億82百万円）は過去の利益を積み上げてきたものです。利益の蓄積が多いということは、これまでの堅実な経営の証といえます。

自己資本額（44,268百万円）は、会員勘定（44,171百万円）に金融庁告示が定める項目を加減して算出します。

自己資本比率の状況

自己資本比率は国内基準の4%を大きく上回っており、高い水準にあります。

自己資本の充実の程度を比率で表したものが「自己資本比率」です。

日本国内のみで営業を行う金融機関については、その健全性を確保するために、4%以上の自己資本比率（国内基準）が求められています。

当金庫の自己資本額は毎期着実に増加しておりますが、2019年度は収益性の高い資金運用を目指し、安全性を十分考慮しながら債券の購入を進めた結果、後述するリスクアセット等が2018年度に比べて32,779百万円増加したため、自己資本比率は**20.01%**となりました。国内基準の4%を大きく上回っており、高い水準を維持しておりますので、北見しんきんとのお取引につきましては、どうぞご安心ください。

■自己資本比率の推移　（単位：%）

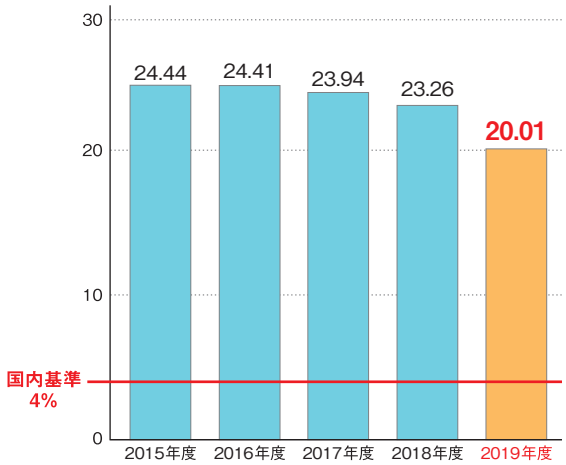

自己資本比率の算出

金融機関の保有する資産ごとに、損失の発生する度合いに応じた掛率（リスクウェイト）を乗じて算出したものを、リスクアセットといいます。

自己資本比率はリスクアセットに対する自己資本の割合ですので、一般的には、この比率が高いほど不時への備えが厚く健全性も高いといえます。

$$\text{自己資本比率（20.01%）} = \frac{\text{自己資本額（44,268百万円）}}{\text{リスクアセット等（221,134百万円）}} \times 100$$

（一般の事業会社の自己資本比率とは算出方法が異なります。）

不良債権の状況

不良債権とは利息や元金が返済されなくなる（回収不能となる）可能性の高い貸出金等（＝債権）のことです。返済されない貸出金等は、最終的には損失となって、金融機関の利益や自己資本で穴埋めされることとなり、不良債権の増加は金融機関の体力を弱める原因となります。

北見しんきんの2019年度末における不良債権の合計額は94億18百万円となっており、開示債権全体の5.2%です。このうち、担保・保証や※貸倒引当金で78.5%が保全されております。

※貸倒引当金＝不良債権による損失を見込んで、それに充当するために準備しておくお金のことで、すでに損失として計上しております。
貸借対照表上の個別貸倒引当金の金額は右の表「金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況」の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」の貸倒引当金の合計額です。

万一、不良債権が全て回収不能になったとしても、最終的に損失の可能性がある20億23百万円は、442億68百万円の自己資本で十分カバーされます。

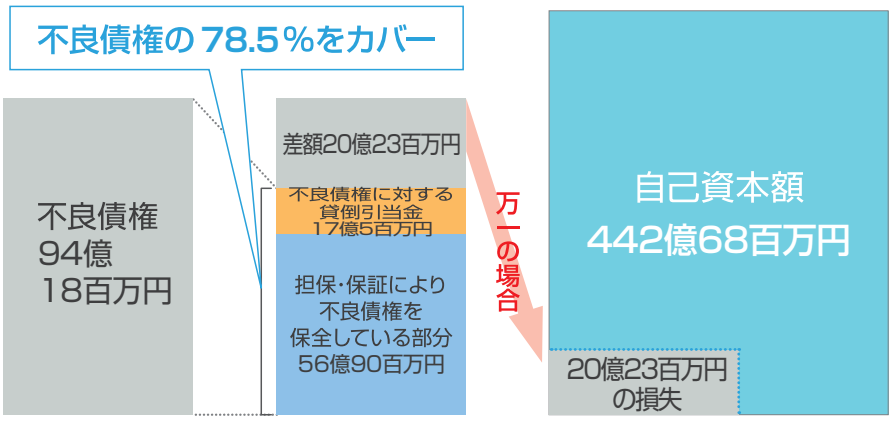

金融再生法開示債権とリスク管理債権の対象の違い

～ 2通りの不良債権開示が義務付けられております。～

金融再生法…貸出金及び貸出金に準ずる債権
（貸付有価証券、外国為替、未収利息、貸出金に準ずる仮払金、債務保証見返、私募債）

リスク管理債権…貸出金（割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越）

■自己査定結果と金融再生法開示債権とリスク管理債権の関係

（金額は2020年3月末、単位：百万円）

自己査定結果による債務者区分毎債権額	金融再生法開示債権		リスク管理債権
	貸出金	その他	貸出金
破綻先 66	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 346		破綻先債権 65
実質破綻先 280			延滞債権 6,130
破綻懸念先 5,865	危険債権 5,865		
要注意先	要管理債権 3,206		3ヵ月以上延滞債権 －
			貸出条件緩和債権 3,206
正常先	正常債権		

■金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

（単位：百万円）

区　分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (%) (b)/(a)	引当率 (%) (d)/(a−c)
金融再生法上の不良債権	2018年度	8,745	6,292	4,937	1,354	71.9	35.5
	2019年度	9,418	7,396	5,690	1,705	78.5	45.7
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2018年度	409	409	322	87	100.0	100.0
	2019年度	346	346	277	68	100.0	100.0
危険債権	2018年度	5,151	4,787	3,550	1,236	92.9	77.2
	2019年度	5,865	5,385	3,778	1,607	91.8	77.0
要管理債権	2018年度	3,184	1,095	1,064	30	34.4	1.4
	2019年度	3,206	1,664	1,634	29	51.9	1.8
正常債権	2018年度	182,853					
	2019年度	170,060					
合　計	2018年度	191,598					
	2019年度	179,478					

【項目の説明】
1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3.「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5.「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

■リスク管理債権の引当・保全状況

（単位：百万円）

区　分		残　高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (%) (B+C)/A
破綻先債権	2018年度	112	82	30	100.0
	2019年度	65	41	24	100.0
延滞債権	2018年度	5,435	3,779	1,291	93.2
	2019年度	6,130	3,999	1,651	92.1
3ヵ月以上延滞債権	2018年度	−	−	−	−
	2019年度	−	−	−	−
貸出条件緩和債権	2018年度	3,184	1,064	30	34.4
	2019年度	3,206	1,634	29	51.9
合　計	2018年度	8,732	4,926	1,352	71.9
	2019年度	9,402	5,675	1,705	78.4

【項目の説明】
1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
①更生手続開始の申立てがあった債務者
②再生手続開始の申立てがあった債務者
③破産手続開始の申立てがあった債務者
④特別清算開始の申立てがあった債務者
⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
2.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3.「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5.なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7.「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっております。
8.「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

地域社会と北見信用金庫

～これまでも、これからも、地域とともに。～

当金庫の地域社会活性化への取組みについて

当金庫は、北海道の中でも道東・道北を事業区域として、地域の中小企業や住民の皆さまが会員となって、お互いに助け合い地域が発展していくことを目的とする相互扶助型の協同組織の金融機関です。

地域のお客さまからお預かりした大切な資金（預金積金）は、地域で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地域の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取組んでおります。

地域のお客さま・会員の皆さま

出資金
預金積金

預金積金残高
4,917億97百万円

北見しんきん

常勤役職員数:306人 店舗数:30店舗

貸出金

貸出金以外の資金運用

貸出金残高 **1,779億78百万円**

個人向け（消費性）資金

個人のお客さまの豊かな暮らしのお手伝いとして、ニーズに合わせた各種ローンを揃えています。お取引に応じた金利引下げも取扱っております。

住宅ローン残高 …… 158億20百万円
消費者ローン等残高 …… 51億88百万円

貸出金以外の運用について

お預かりした資金はご融資の他に有価証券等で運用しております。運用については安全性第一を心がけております。

有価証券残高 2,199億65百万円
（うち北海道債:69億91百万円）

多様化する資金調達ニーズにお応えし、固定金利で長期資金の調達が可能となる私募債の発行、引き受けに取組んでおります。

総合的な経営支援の強化のための組織的な対応

地域経済に貢献するため、当金庫では地域の中小企業の業績向上を目的とした専担部署「地域金融支援部」（5名体制、うち1名が中小企業診断士）を設置し、営業店と一体となってお取引先企業、個人のお客さまへの総合的な経営支援や金融円滑化対応活動を展開しております。

お客さま満足度向上の取組み（18ページ）

- 年金相談
- お客様の声を聞く課
- 本店の休日営業
- 本店貸金庫の休日営業
- 情報の提供
- 振り込め詐欺防止の取組み

お取引先のネットワーク

各営業地区毎に、事業者の皆さまを中心とした「しんきん会（11組織、1,496名）」があり、会員間の交流をしております。

出資総額 11億85百万円　**会員数** 25,470人

（2020年3月末現在）

地域でお預かりした大切なご預金は、地域に貸出金として還元させていただいております。

今期の決算状況

当期純利益：4億40百万円
自己資本額：442億68百万円
自己資本比率：20.01%

預金積金に占める貸出金の割合 36.18%

事業性資金

事業者の皆さまが必要とする資金を、その使途や性格に合わせて、各種形態でご融資しております。

設備資金 …… 519億46百万円
運転資金 …… 727億33百万円

代理貸付も取扱っております。

地方公共団体

地方公共団体への貸出を通じ、財政安定に寄与しております。また、8市町村（北見市、訓子府町、津別町、置戸町、滝上町、興部町、雄武町、西興部村）の指定金融機関となっております。

地方公共団体向け貸出残高…300億71百万円
先数15団体（北海道含む）

地域密着型金融（13ページ）

〈ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化〉
●取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

〈事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底〉
●不動産担保、個人保証に過度に依存しない事業者向け融資

〈地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献〉
●中小企業への支援ネットワークの活用

環境・人に優しい取組み（18～19ページ）

●環境配慮型商品　●太陽光発電　●ダブルスキン
●LED使用　●地中熱ヒートポンプシステム
●車椅子用トイレの設置　●ベビールームの設置
●目のご不自由な方にご利用いただけるATM
●新しいコンセプトの通帳

人材の育成

地域の皆さまへのサービス向上のため、職員の資質向上を図り、事業や資産運用のパートナーとしてのレベルアップに努めております。

●中小企業診断士（5名）　●社会保険労務士有資格者（2名）
●宅地建物取引主任者試験合格者（4名）
●ファイナンシャルプランナー（103名）
●日本政策金融公庫農業経営アドバイザー試験合格者（2名）

経済諸団体への関わり

地域の諸団体での活動を通じ、地域経済と深く関わっています。
（商工会議所、商工会、法人会、経営者協会、観光協会、企業誘致推進協議会、産学官金連携関連、産業振興関連、異業種交流会他多数）

社会的・文化的貢献面での取組み（19～20ページ）

地域社会の一員として金融面にとどまらず、地域のイベントやボランティア活動に積極的に取組んでいます。

●一店舗一貢献活動　●講演会の開催
●北見しんきん杯争奪少年野球大会　●地域イベント・まつりへの参加
●献血

地域社会と北見信用金庫

2019年度地域密着型金融及び金融仲介機能の取組み状況について

当金庫は「地域社会の活性化」という大命題の実現とそのための持続的発展可能な地域づくりへの貢献が使命であるという認識の下、2019年度は地域密着型金融について、専門部署である地域金融支援部を中心に次のような項目について重点的に取組みました。

【金融仲介機能のベンチマークについて】

2016年9月、金融庁は金融機関が自身の経営理念や事業戦略などにも掲げている金融仲介機能の質を一層高めていくために、自身の取組みを客観的に自己評価することが重要であるとの考えのもと、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に発揮できる多様な指標（「金融仲介機能のベンチマーク」）を策定しました。

当金庫はこれに自主的に策定したベンチマークを加え、「北見信用金庫の金融仲介機能のベンチマーク」としました。

ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

■取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

当金庫では地域経済活性化のため中小企業者の支援を強化しています。営業店が窓口となり、地域金融支援部がお客さまと支援機関・専門家を繋ぐコーディネーターとしての役割を担い、お客さまが抱える様々な経営課題に対する相談会や個別具体的な支援を展開しています。

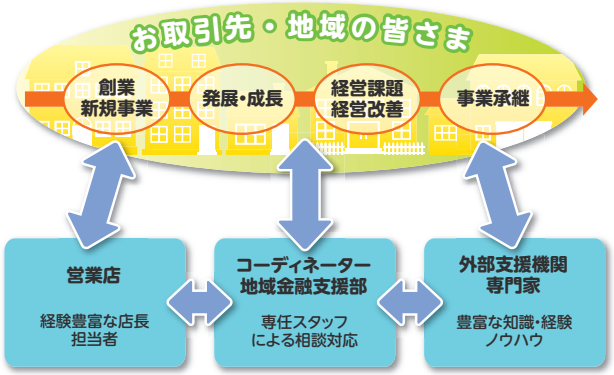

支援メニュー

- 事業診断や決算書診断による経営課題の抽出、解決提案
- 短期、長期経営計画書の策定支援
- 経営計画に基づく実績モニタリングの実施
- キャッシュフロー経営に基づく金融円滑化支援
- 経営、財産両面にわたる事業承継、M&A支援
- 様々な経営課題解決のための専門家派遣
- ビジネスマッチング等、販路拡大支援
- 補助金、助成金の情報提供、申請支援

【ベンチマーク：ソリューション提案先数及び融資額と全取引先数に占める割合】（集計企業単位：グループ）

ソリューション提案先数、及び、同先の全取引先数に占める割合

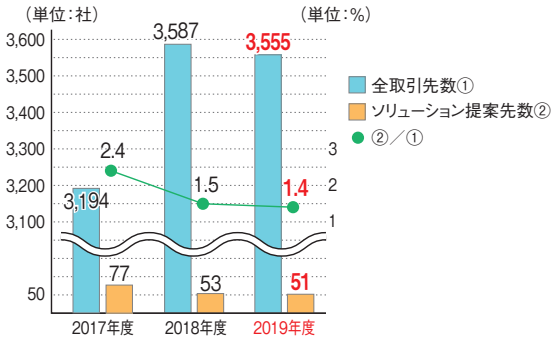

ソリューション提案先の融資残高、及び、同先融資残高の全取引先の融資残高に占める割合

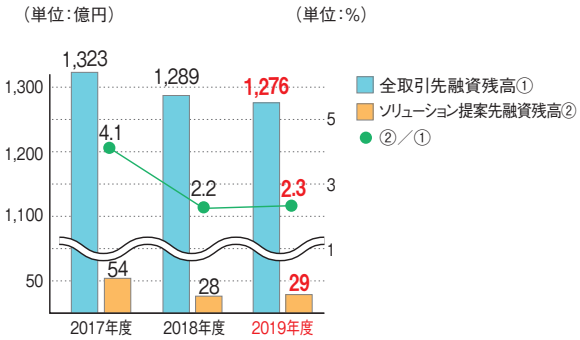

以下の取組みをした先をソリューション提案先としております。

- 企業の売上向上や製品開発等企業価値向上に資する支援
- 財務支援
- 経営計画策定支援
- 創業支援
- ビジネスマッチング支援先
- 事業承継実行支援先
- M&A仲介成約先

●創業・新規事業開拓支援活動

創業については各営業店及び地域金融支援部が創業計画策定をはじめとするお手伝いや各種アドバイスをさせていただき、支援に取組んでいます。2019年度には起業を検討されている方に創業応援セミナーを開催し、10名の参加をいただきました。また、創業及び第二創業に関する補助金申請にあたり、「中小企業等経営強化法」に基づく経営革新等認定支援機関として申請書策定支援に取組んでいます。

創業応援セミナーの開催
10名参加

●成長段階における支援活動

◇販路拡大への取組み

当金庫のネットワークを活用し、お取引先同士のマッチングを行っており、2019年度は13件の成約がありました。

また、中小企業者の販路拡大支援事業である各種ビジネスマッチング展への出展支援や業務提携先のクラウドファンディング等を通じて、中小企業者の成長を応援しています。

その他にも9月に旭川で開催された「旭川駅マルシェ 2019」にお取引先7団体が参加しました。

旭川駅マルシェ出展支援
参加7団体

◇人材マッチングの取組み

地域の中小企業が抱える経営課題の一つである人材不足に対応するため、外部提携機関が運営する中途採用及び新卒者採用向け人材ビジネスマッチングサービスを提供しています。2018年度の提供開始より累計16先がサービスを利用しています。

【ベンチマーク：ビジネスマッチング支援先数】（集計企業単位：グループ）

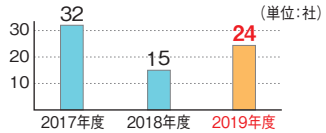

以下の取組みをビジネスマッチング支援としております。
- ビジネスマッチング（商談会、物販会）への出展を当金庫が仲介・支援した先
- カタログ等への掲載を当金庫が仲介・支援した先
- 個別案件にて商製品の紹介を当金庫が仲介・支援した先

◇各種補助金、助成金支援への取組み

日本経済再生に向けた経済対策として、様々な経済施策が実施されています。

当金庫は、様々な補助金や優遇措置についての情報提供を行うと同時に、経営革新等認定支援機関として中小企業の補助金等の申請支援に取組んでいます。

2019年度は、いわゆる「ものづくり補助金」の申請支援を27件行いました。

また、税制等で優遇を受けられる「経営力向上計画」の申請支援を48件、「先端設備等導入計画」の申請支援を59件、「事業継続力強化計画」の申請支援を9件行いました。

加えて、事業承継を機に経営革新や事業転換に取組む企業を支援する「事業承継補助金」の申請支援を3件行いました。

ものづくり補助金申請支援	27件
経営力向上計画申請支援	48件
先端設備等導入計画申請支援	59件
事業継続力強化計画申請支援	9件
事業承継補助金申請支援	3件

●経営改善・事業再生・業種転換等の支援活動

専門家派遣　14先27回

◇専門家派遣の取組み

中小企業が抱える様々な経営課題を的確に解決するためには、その分野で優れた知識や豊富な経験を有する専門家による課題の整理、現状分析や具体的なアドバイスが効果的です。

当金庫は、北海道信用保証協会による専門家派遣事業や中小企業庁によるミラサポ専門家派遣事業、北海道よろず支援拠点等の専門家派遣事業に積極的に取組んでおり、2019年度は14先に対し27回の専門家派遣を実施しました。

具体的な取組みとしては、経営戦略、経営管理、労務管理、農業経営、知的財産権等への専門家派遣を実施しました。

【ベンチマーク：中小企業支援策の活用先数】（集計企業単位：グループ）

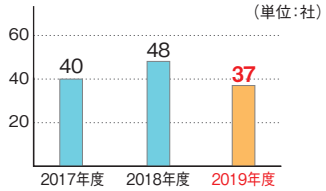

以下の取組みを中小企業支援策としております。

○専門家派遣
- ミラサポを活用して専門家派遣を実施した先
- よろず支援拠点を活用して専門家派遣を実施した先
- その他の外部専門家派遣事業を活用して専門家派遣を実施した先

○中小企業基盤整備機構の各種支援策の活用
○認定支援機関の経営改善支援
○中小企業に対する各種補助金の活用
○知的資産経営報告書の策定支援

地域社会と北見信用金庫

●経営改善支援活動

2019年度の経営サポート先は、地域金融支援部と営業店の協働により、30先に対し重点的に取組みました。

■2019年度の活動実績

（単位：先数）

		期初債務者数 A	うち経営改善支援取組み先 α	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先 β	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先 γ	αのうち再生計画を策定した先 δ	経営改善支援取組み率 =α/A	ランクアップ率 =β/α	再生計画策定率 =δ/α
正常先 ①		1,685	14		14	1	0.83%		7.14%
要注意先	うちその他要注意先②	1,456	8	0	7	7	0.55%	0.00%	87.50%
	うち要管理先③	19	1	0	1	1	5.26%	0.00%	100.00%
破綻懸念先④		204	7	0	6	6	3.43%	0.00%	85.71%
実質破綻先⑤		38	0	0	0	0	0.00%	–	–
破綻先⑥		10	0	0	0	0	0.00%	–	–
小　計（②～⑥の計）		1,727	16	0	14	14	0.93%	0.00%	87.50%
合　計		3,412	30	0	28	15	0.88%	0.00%	50.00%

【ベンチマーク:メイン先のうち、経営指標が改善、または就業者数が増加した先数。及び、同先に対する融資額の3期推移】（集計企業単位:グループ）

当金庫がメインバンク（融資残高１位）として取引を行っている企業のうち、経営指標（売上・営業利益率・労働生産性等）の改善や就業者数の増加が見られた先数、及び、同先に対する融資額の推移

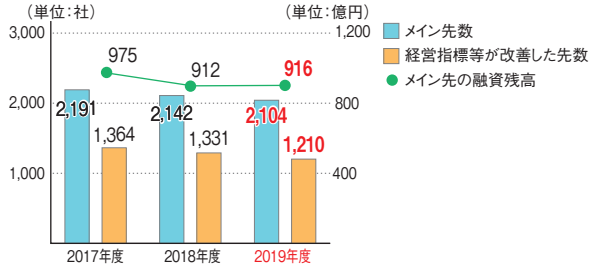

経営指標等が改善した先に係る３年間の事業年度末の融資残高の推移

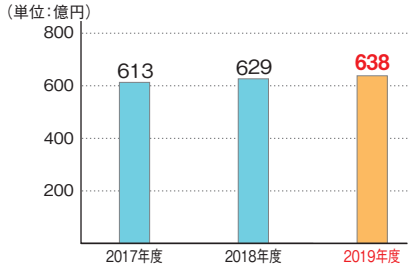

○母集団の中で、前期対比で以下の3種類の経営指標のうち1種類以上が改善した先を計上しております。
- 売上高
- EBITDA：営業利益 ＋ 減価償却費
- 労働生産性：付加価値（※）÷ 平均就業者数

※付加価値=人件費+賃借料+リース料+租税公課+減価償却費+法人税等充当額+法人税等調整額+当期純利益+支払利息−受取利息・配当金

○経営指標に関わらず就業者数の増加が見られた先を計上しております。

●事業承継支援活動

個別相談会　107回
実行支援仲介　6社

中小企業が経営を持続的に発展させていく過程において、必ず取組まなければならない大きな経営課題の1つが事業承継です。

事業承継には経営の承継と財産の承継の両面があり、後継者へ「事業」を「円滑に承継実行」するために、総合的な知識や豊富な経験を有する専門家によるアドバイスが必要となるケースが多くなっています。

当金庫は事業承継実行支援コンサルティングの豊富な経験を持つ専門家によって設立された「一般社団法人しんきん事業承継支援ネットワーク（SSN）」と業務提携しており、積極的に事業承継支援に取組みました。

具体的な取組みとして、個別相談会を107回、2009年度に開始してから累計647回実施しました。さらに、SSNが実施する、具体的支援を行う「実行支援」への仲介を6社に対し実施しました。

また、SSNと当金庫を含む道内13信用金庫が、道内中小企業同士のM&Aを支援する「しんきん支援ネットワーク」を構築し、事業承継コンサルタントの育成にも取組むことで、地域に「事業」と「雇用」を残す取組みの態勢強化を図っています。

【ベンチマーク：事業承継支援先】（集計企業単位：グループ）

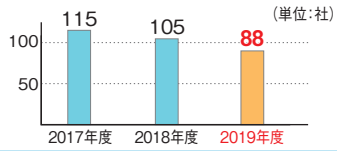

以下の取組みを事業承継支援としております。
- 事業承継セミナー参加先
- 個別相談会実施先
- 実行支援契約先
- M&Aエントリー先（買収・譲渡企業情報提供先）
- 事業引継ぎセンターを紹介した先
- その他事業承継に関する外部専門機関・専門家を紹介した先

事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

■不動産担保、個人保証に過度に依存しない事業者向け融資として以下の商品を開発、推進しております。

エクセレント

無担保第三者保証不要の当座貸越

2020年3月末**506**先、取扱残高**169**億円

きたしん・アグリサポート

当地区の基幹産業の一つである農業の振興を通じた地域活性化を目的とした不動産担保、第三者保証不要の営農資金

2020年3月末**24**件、取扱残高**83**百万円

【ベンチマーク：事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額と全与信先に占める割合】（集計企業単位：単体）

事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高

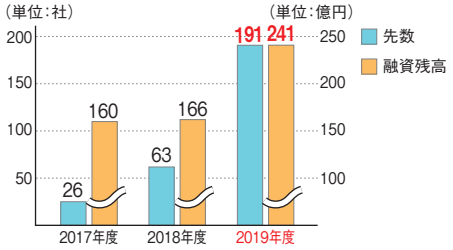

左記計数の全与信先数及び当該与信先の融資残高に占める割合

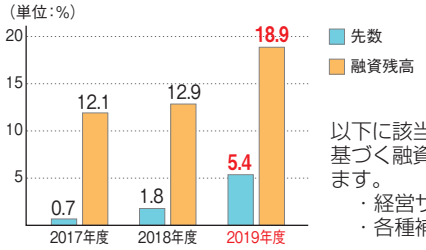

以下に該当する与信先を事業性評価に基づく融資を行っている先としております。
- 経営サポート先
- 各種補助金申請支援先等

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2019年度
新規に無保証で融資した件数	311件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	5.77%
保証契約を解除した件数	50件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る）	0件

地域社会と北見信用金庫

地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

■中小企業への支援ネットワークの活用

中小企業の経営支援のために国や北海道等が展開している中小企業支援事業を活用しています。

●中小企業基盤整備機構北海道本部と業務連携・協力に関する覚書を締結

当金庫は中小企業基盤整備機構北海道本部と業務連携・協力に関する覚書を締結しております。

中小企業への支援、ベンチャー企業の育成や中小企業支援の情報交換の分野で業務連携・協力し、包括的に中小企業支援の促進、地域経済の活性化を図ることを目的としております。

●国立大学法人北見工業大学と包括連携

産学官金の連携を通して相互の発展に寄与するとともに、地域経済の一層の活性化並びに自立的発展に資することを目的として、研究交流、人材交流、人材育成などのうち相互の協力が可能な分野において、具体的な協力を有機的に推進していくことを目的に以下のような事項について連携を図っております。

(1)研究成果等のシーズと技術ニーズとのマッチングのコーディネート
(2)取引先からの技術相談に関する支援
(3)地域中小企業の技術ニーズの情報収集及びそれに対する情報提供

●日本政策金融公庫北見支店と、創業支援等での業務提携・協力に関する覚書を締結

当金庫は日本政策金融公庫北見支店と、創業分野等での連携を進めていくにあたり、業務連携･協力に関する覚書を締結しております。

創業期(創業前～創業後)にあるお客さまを中心に、創業資金の協調融資や経営面のサポートを行うことで、認定経営革新等支援機関として創業支援に力を入れている当金庫と、全国で多数の創業融資を手がけている日本政策金融公庫が、相互にノウハウ等を補完･共有し、お客さまに質の高いサービスを連携して提供することを目的としております。

●東京農業大学生物産業学部と包括連携

当金庫は東京農業大学生物産業学部(網走市)と包括連携協定を締結しております。

中小企業の技術ニーズと大学の研究シーズのマッチング及び情報共有を目的としております。

●北見市と地方創生に関する連携協定を締結

当金庫及び6金融機関と北見市は、2016年4月に地方創生に関する連携協定を締結しました。

地域経済の発展に資する事業等について連携・協力することで地方創生に寄与することを目的としております。

●商工中金と業務連携・協力に関する覚書を締結

当金庫と商工組合中央金庫(商工中金)は、2017年1月に業務連携・協力に関する覚書を締結しました。

地域の中小企業の金融円滑化を図り、地域経済の発展に寄与することを目的とし、それぞれの業務特性を活かして相互に協力を図ります。

2020年度の課題解決型金融の取組み

当金庫は課題解決型金融の取組みを2020年度経営計画の重点施策の一つとして位置づけ、取組んでまいります。

2020年度経営計画(抜粋)

課題解決型金融の強化

1. コンサルティング機能の発揮
   - (1). 事業承継・M&A支援
   - (2). 創業・新事業支援
   - (3). ビジネスマッチング支援
   - (4). 経営改善・事業再生支援
2. 取引先企業の経営力強化支援
   - (1). 各種情報発信
   - (2). 各種セミナー開催
   - (3). 取引先企業の人材育成支援
   - (4). 取引先企業の人材マッチング支援
   - (5). 個別企業支援から地域振興・活性化への取組み拡大(点・線から面への展開拡大)
3. 地域振興・活性化への積極的な参画
   - (1). 営業地区の社会実態の再調査と課題の把握及び対策
     - ①. ステークホルダーの把握とヒアリングの実施
   - (2). 地域資源の地産地消・地産他消に向けた支援
     - ①. 基幹産業の1次産業及び6次産業への融資取組み強化
     - ②. 一次産品のみでなく、あらゆる製品の把握と可能性の精査
   - (3). キャッシュレス決済を活用した地域支援
   - (4). 地域社会との繋がりの強化
4. 地域密着型金融のための態勢整備
5. 担保・保証に過度に依存しない融資等への取組み

お客さま満足度向上の取組み

年金相談

制度が複雑なために、年金の手続き先は年金事務所・各厚生年金基金・各共済組合など多数あり、書類もさまざまです。

当金庫では、定期的に開催している年金相談会で、社会保険労務士事務所の担当者が相談に応じておりますので、ぜひご利用ください。

お客様の声を聞く課

お客さまのご意見や苦情等に対応するため、「お客様の声を聞く課」を配置し、直通電話（0120−277−665）を設けているほか、「お客様の声を聞く」ハガキを店舗に配置しております。

お客さまから受付けましたご要望や苦情は一元管理の下、情報の共有を図る体制をとり、部門間による連携のうえ対応を図っております。

本店の休日営業

「お客さまの立場に立った金融サービスの提供、地域のお客さまの利便性向上、商店街の活性化」を図るため、2005年より本店の休日営業を実施しています。

特に、休日に営業を行うサービス業や小売業などの事業者のお客さまや平日に来店できない個人のお客さまに好評です。

営　業　日●年末年始(12月31日～1月3日)を除く土曜日・日曜日・祝日
営 業 店 舗●本店
営 業 時 間●9:00～15:00
取扱業務内容●一部の業務を除き平日と同じ営業内容です。住宅ローンをはじめ各種ローン、事業資金、経営相談、年金相談など、各種ご相談を受付けています。

本店貸金庫の休日営業

金融機関の機能の一つであるお客さまの財産の安全確保充実の一環として、本店の貸金庫を休日にもご利用いただけるようにしております（年末年始を除く）。

本店貸金庫のご利用いただける時間	
平　　日	午前9時～午後5時
土・日・祝	午前9時～午後3時

情報の提供

事業者のお客さま向けに、「経営情報」の配布や北見地区内の景気動向調査を実施し、「北見しんきん景況レポート」を発行しております。

振り込め詐欺防止の取組み

振り込め詐欺防止のため、以下のような取組みを行っております。

- 窓口で確認の声かけ運動をしています。
- ATMコーナーでの携帯電話利用はお断りしています。
- 営業店ロビーの有線放送にて、振り込め詐欺防止のための留意事項をお知らせしています。
- 毎月末時点において「お客さまが70歳以上で、1年間キャッシュカードによるATM振込をされていない口座」につきましては、条件に達した翌月にキャッシュカードによるATM振込ができないよう設定させていただいております。

環境・人に優しい取組み

環境配慮型商品

個人向け、及び事業者向けに太陽光発電や省エネ設備の導入等、環境に配慮した資金へのご融資を各種取揃えております。

太陽光発電（本店）

日当たりの良い南面と西面の外壁に設置したソーラーパネルにより、地球環境に負荷をかけない太陽光発電を実現しています。ライトアップでは消費電力の少ないLEDの照明器具を使用しております。

LED照明

ダブルスキン（本店）

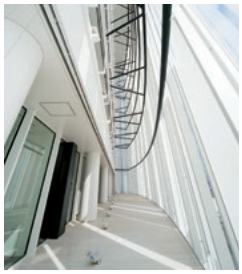

ダブルスキンとは、ガラス張りの壁面の外側をもう1枚のガラスで外壁を覆う工法。太陽光を有効に活用した自然採光や、中間の空気層に外気を導入し自然換気を行い、省エネルギーを実現しています。

地中熱ヒートポンプシステム

紋別支店では、外気に比べて安定している地中の温度を利用して、クリーンで安全な冷暖房・給湯システムを採用し、CO_2排出量削減による環境保全に努めております。

本店ビルで採用している太陽光発電・ダブルスキン、また紋別支店で採用している地中熱ヒートポンプシステムは、本店ビルの免震構造とともに、地元業者の方々の技術向上にも一役買っています。

車椅子用トイレの設置

本店トイレ

本店、訓子府支店、留辺蘂支店、東支店、ことぶき支店、卸町支店、紋別支店に設置しております。

本店、紋別支店はオストメイトの方などもお使いいただける多機能トイレを設置しております。

ベビールーム

乳児をお連れのお客さまが、授乳やおむつ交換などにご利用いただけるスペースで、本店に設置しています。ベビーベッドをはじめ、休憩用の椅子、ミルクのための給湯設備などもご用意しています。

地域社会と北見信用金庫

目のご不自由な方がご利用いただけるよう、ハンドセットを取り付けしたATMを一部のATMコーナーで設置しております。

《設置しているATMコーナー》
本店、訓子府、留辺蘂、置戸、温根湯、相内、西、東、帯広、三輪、釧路、美幌、ことぶき、南、卸町、しらかば、北光、常呂、南大通、紋別、滝上、興部、雄武、旭川、名寄、南が丘、春光町、まちきた大通ビル（コミュニティプラザパラボ）、北見赤十字病院、ツルハ高栄店、紋別支店渚滑ATMコーナー、上渚滑

カーボン･オフセット通帳及びユニバーサルデザイン通帳の導入

作成した通帳の数に応じて森林保護を支援するカーボン・オフセット、及び色覚の多様性に配慮したカラーユニバーサルデザイン（CUD）を、総合口座通帳に導入しております。

社会的・文化的貢献面での取組み

一店舗一貢献活動

2019年度は30店舗及び本部が様々な地域貢献活動を行いました。

店　名	事　業　内　容
本　　店	老人ホーム園遊会支援
訓 子 府	「訓子府ふるさとまつり」出店、会場内ゴミ分別回収
留 辺 蘂	山女魚放流事業参加、子供釣り大会支援
津　　別	つべつふれあい広場運営手伝い
置　　戸	置戸夏祭りパレード参加、駐車場の清掃、「置戸町人間ばんば」手伝い
温 根 湯	「おんねゆ温泉祭り」運営手伝い
相　　内	相内地区イルミネーション設置作業
西	北見市ふれあい広場ボランティア参加、ウエス受付回収
東	グループホームの夏祭り手伝い
帯　　広	町内の清掃
三　　輪	町内の清掃
釧　　路	「釧路湿原全国車椅子マラソン大会」ボランティア参加
美　　幌	美幌町春・秋季一斉清掃への参加
ことぶき	北見市ふれあい広場ボランティア参加
南	児童養護施設のイベント支援
卸　　町	通学路の交通安全街頭指導
しらかば	競馬場町内会「ミニ運動会」参加・運営
北　　光	ボランティア組織主催の夏祭り手伝い
端　　野	「太陽まつり」露店出店・収益金寄付
常　　呂	北見市社会福祉協議会実施「まごの手届け隊」窓拭き活動参加
南 大 通	泉町連合町内会盆踊り大会 模擬店参加・収益金寄付
紋　　別	「もんべつ観光港まつり」会場設営、「もんべつが一番きれいになる日」清掃活動への参加
滝　　上	「滝上リハビリセンター祭」手伝い
興　　部	生活支援施設のお楽しみ会支援
雄　　武	雄武町大通商店街「サンパロットまつり」準備・運営手伝い及び露店出店
西 興 部	「わが村は美しく」事業参加（市街地歩道花壇の花植え）
旭　　川	「夏まつり・イン・カムイ」会場設営
名　　寄	「なよろ雪質日本一フェスティバル」運営手伝い
南 が 丘	養護老人ホームの夏祭り運営手伝い
四　　条	介護老人保健施設の夏祭り運営ボランティア
本　　部	「ぽんち祭り」花火大会手伝い

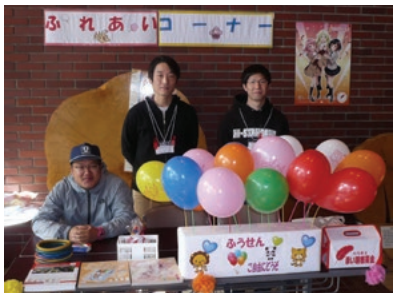

第18回北見しんきん杯争奪少年野球大会

少年達の健全な育成を応援するため、北見しんきん杯争奪少年野球大会を開催しております。

2019年5月に開催した第18回大会には14チームが参加し、元気な声がグラウンドに飛び交いました。

北見しんきん講演会

2019年度は、講師にロンドンオリンピック卓球女子団体銀メダリストの平野早矢香さんをお迎えしました。福原愛さん、石川佳純さんとの数々のエピソードや、卓球を通じて学んだ仲間との絆、努力し続けることの大切さについてお話しいただきました。

献　血

恒例の信用金庫の日の献血をはじめ、各店でも行っています。

地域の行事への参加

主な商品のご案内

預 金

■総 合 口 座
一冊の通帳で普通預金と定期預金が利用でき、公共料金やクレジットカードの自動支払や給与・年金などの受取に便利です。また、普通預金が残高不足のとき、総合口座通帳にお預入れいただいた定期預金合計額の90%以内、または1,000万円のうち、いずれか少ない金額まで自動で貸越できますので、いざという時に安心です。

■貯 蓄 預 金
出し入れ自由な預金です。金利はお預け入れ残高により5段階となっています。口座振替契約による自動支払や給与・年金などの自動受取はできません。

■当 座 預 金
小切手や手形の決済用口座としてご利用ください。ATMでのご入金も可能です。

■通 知 預 金
まとまったお金を短期間（7日以上）で運用いただく場合に最適です。

■定期積金
事業資金から教育・結婚・住宅資金をはじめ老後の生活資金まで、目的に合わせ毎月計画的に積立ていただけます。

■スーパー定期
お預け入れ金額1,000万円未満の自由金利型定期預金です。個人の方の期間3年以上の場合は半年複利になります。

■大口定期預金
1,000万円以上のまとまったお金を運用いただけます。

■期日指定定期預金
お預け入れ1年を過ぎると、1ヵ月前にご連絡いただければいつでも引出しできる定期預金です。お預け入れ金額は300万円未満です。

■変動金利定期預金
金利動向に合わせて6ヵ月ごとに金利が変わります。個人の3年ものは半年複利です。

■無利息型普通預金
預金保険制度によって全額保護される無利息の普通預金です。個人の方は総合口座の取扱いが可能です。また、公共料金等の自動支払などのサービスは普通預金と同じです。

貸出金

事業者向け

お客さまが必要とする運転資金や設備資金など、使途に合わせて各種形態でご融資するほか、各種制度融資、代理貸付等もございます。

■当座貸越「エクセレント」
原則無担保･第三者保証不要の事業者向け当座貸越の商品です。

■きたしん・チャレンジサポート
新規開業者及び法人向けのご融資です。中小企業診断士（当金庫職員）による経営相談を受けることもできます。

■きたしん・アグリサポート
個人営農者及び農業法人向け営農資金のご融資です。

■当座貸越「アグリサポート EX」
原則無担保・第三者保証不要の個人営農者向け当座貸越の商品です。

■事業者向け「きたしんソーラー･エコサポート」
事業者における環境配慮型設備投資のご融資です。

個人向け

■個人ローン・フリーローン
レジャー資金、電気製品や家具のご購入、ご結婚資金などにご利用ください。

■得徳くん（カーライフプラン）
マイカーのご購入、車検、修理などの費用のお支払いにご利用ください。
・エコカー購入の場合、保証料が割安になります。
・ハイブリッドカー等購入の場合、金利の引き下げもあります。

■ソーラー・エコローン
太陽光パネル設置やLED照明切替、高効率給湯システムの購入などの資金にご利用ください。

■住宅ローン
住宅の新築、増改築、購入など、マイホームづくりのためのローンです。変動金利型、固定金利型のほか一定期間毎の固定・変動選択型もご用意しています。

■教育ローン・きたしん教育カードローン
入学金・授業料などの学費や、学生生活で必要とする教育費をカバーします。
なお、必要なときに必要なだけ ATM でご利用いただける「きたしん教育カードローン」もございます。

■お手軽くん（カードローン）
ご融資限度額内で、必要なときに必要な金額をご利用いただけます。ご融資限度額は100万円です。

■住いるローン
住宅増改築・内外装・外構工事・融雪槽・車庫の建設などにご利用いただけます。

※北見しんきんのホームページにて、ローンの仮審査を24時間受付けています（一部のローン商品）。

主な商品のご案内・おすすめサービス・手数料

個人向け国債

固定金利3年、固定金利5年、変動金利10年があります。お客さまのニーズに合わせてお選びください。

固定金利型3年満期 固定3　固定金利型5年満期 固定5　変動金利型10年満期 変動10

投資信託の販売

お客さまの資産運用ニーズにお応えするため、本店で取り扱っております。

私募債受託業務

多様化する資金調達ニーズにお応えし、固定金利で長期資金の調達が可能となる、北海道信用保証協会保証付私募債の受託業務を行っております。

ご存知でしたか?北見しんきんおすすめサービス

■インターネットバンキングサービス

便利さと振込手数料の安さが魅力です。
個人のお客さまはスマートフォン・タブレットからもご利用いただけます。
定期預金の作成もできます（個人のみ）。

■電子記録債権サービス（でんさいネット）

電子記録債権法に基づき、でんさいネットを利用して提供する新しい決済サービスです。
手形の代替等を図り、インターネット等を通じて安全・簡易・迅速に支払や譲渡等を行うことができます。
手形発行に伴う事務負担や費用（印紙税・郵送料等）を削減したり、手形・振込・一括決済など複数の支払手段を一本化したりできるのも魅力です。

■本店の休日営業

年末年始を除く土・日・祝日に通常窓口営業を行っております。
ローン等の各種ご相談もどうぞ。

■貸金庫サービス

本店は土・日・祝日もご利用できます（年末年始を除く）。

■ATM振込

キャッシュカードで（一部のATMでは現金でも）お振込みできます。
現金でのお振込は、1回10万円までお取扱いできます。

■テレホンバンキングサービス

キャッシュカード発行の口座について、フリーダイヤルでご利用できます。残高照会だけならお申し込み不要です。

■しんきんゼロネットサービス

全国各地に設置されているしんきんのATMを無料でご利用いただけます。
「しんきんゼロネットサービス」のご利用時間及び対象取引

曜　日	ご利用時間	対象取引
平　日	8:45～18:00	お預け入れ・お引き出し
土曜日	9:00～14:00	お引き出し

※上記以外の時間帯及び日曜日・祝休日のご利用では、しんきん所定の手数料を申し受けます。
※一部のしんきんのATMでは、土曜日に本サービスをご利用できない場合があります。
※一部対象外となるATMがございます。

■楽天Edy マネーチャージサービス

北見しんきんのお取引預金口座から、「おサイフケータイ®」にチャージすることができます。

手数料

（2020年4月1日現在）

■主な手数料

種類		宛先	同一店内 一般	同一店内 会員	当金庫本支店あて 一般	当金庫本支店あて 会員	他行あて 一般	他行あて 会員
振込手数料	窓口扱	5万円未満	110円	無　料	220円		550円	
		5万円以上	220円	無　料	440円		770円	
	ファームバンキング テレホンバンキング モバイルバンキング WEB バンキング・WEB-FB	5万円未満	無　料		110円		330円	
		5万円以上	無　料		220円		550円	
		※依頼人口座と受取人口座が同一店舗にある場合、振込手数料は同一店扱いとなります。						
	自動機(ATM) キャッシュカード振込	5万円未満	無　料		110円		330円	
		5万円以上	無　料		220円		550円	
		※振込手続きをするATMの店舗に受取人口座がある場合、振込手数料は同一店扱いとなります。 ※当金庫カードによるATM振込で依頼人口座と受取人口座が同一店舗にある場合、振込手数料は同一店扱いとなります。						
	自動機(ATM) 現金振込	5万円未満	110円		220円		440円	
		5万円以上	220円		330円		660円	

■自動機（ATM）利用手数料

	平　日		土曜日			日曜日・祝日
	始業～18:00	18:00以降	始業～14:00	14:00～15:00	15:00以降	始業～終業
当金庫口座・現金振込（預入は無料）	無　料	110円	無　料		110円	110円
当金庫以外の信用金庫の口座	ゼロネット無料	110円	ゼロネット無料	110円		110円
ゆうちょ銀行の口座	110円	220円	110円	220円		220円
信金・ゆうちょ銀行以外の口座	110円	220円	220円			220円

●土曜日が祝日と重なった場合は、祝日扱いとなります。●振込の場合は、別途振込手数料がかかります。●クレジットカードによるご利用については、ご利用されるカードにより異なります。●ご利用できるサービスは発行元の金融機関により異なります。

総代会制度

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動や会員懇談会（北見しんきん会等）を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営革新に取組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

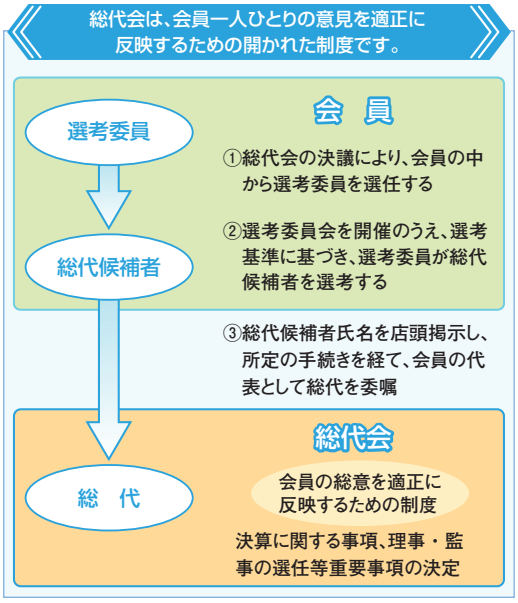

総代とその選任方法

（1）総代の任期・定数

●総代の任期は3年です。

●総代の定数は、100人以上130人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。

なお、2020年3月末現在の総代の定数は120名、総代数は120名であり、会員数は25,470人です。

（2）総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

総代候補者選考基準

①資格要件
当金庫の会員であること
就任時点で満80歳を超えていないこと　等

②適格要件
（1）総代として相応しい見識を有し、良識をもって正しい判断ができる方
（2）地域における信望が厚く、地域ならびに当金庫の発展に寄与できる方
（3）当金庫の理念・使命をよく理解し、当金庫との緊密な取引関係を有する方

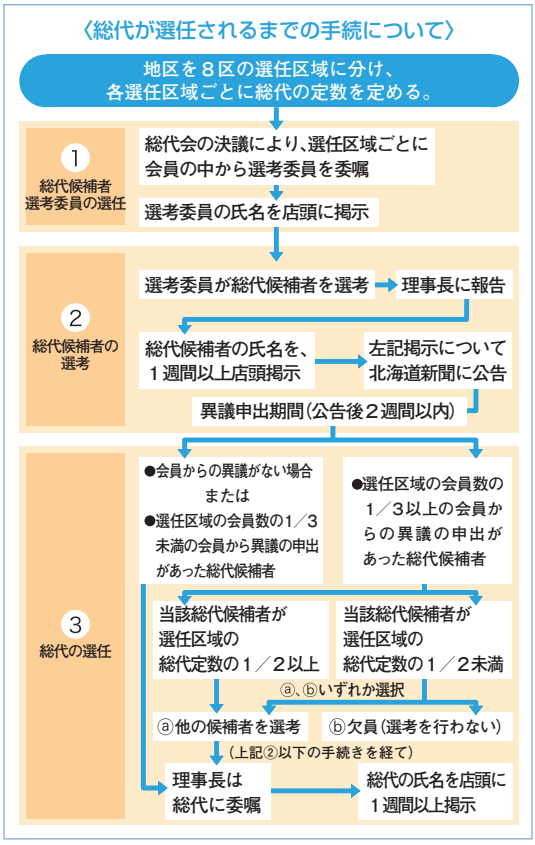

第91期通常総代会

2020年6月16日、第91期通常総代会において次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

報告事項

報告事項1. 第91期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）業務報告、計算書類の内容並びに会計監査人及び監事の計算書類監査結果報告について

決議事項

議案第1号　剰余金処分案の承認について
議案第2号　会員除名処分について

総代氏名

定員120名・現総代数120名（敬称略、地区別・五十音順）　（2020年6月16日現在）

【北見地区（北見市）】 58名

天内　邦夫 ⑨　岡村　叶夫 ⑮　近藤　裕 ②　田尾　忠正 ⑥　辻　好治 ⑨　久島　和俊 ⑤　山瀬　一也 ⑪
荒井　勉 ④　小原　誠 ③　佐々木　弘 ⑤　髙桑　弘基 ①　戸田　龍一 ⑤　福地　博行 ⑨　山中　勲 ③
石沢　徳司 ⑧　海田　達彦 ①　佐々木　護 ⑨　髙野　基緒 ②　富田　吉弘 ⑥　古屋　聖兒 ⑧　山本　貴一 ⑤
市川　道博 ⑨　海田　有一 ③　佐藤　尚二 ②　高橋　勝志 ④　富山　佳男 ④　前田　康仁 ⑨　横山　勝人 ①
伊藤　勲 ①　柏尾　典秀 ①　佐藤　隆 ⑩　高橋　秀昭 ①　中西　雄大 ⑧　舛川　誠 ③
伊藤　嘉高 ①　亀井　滋 ①　渋谷　嘉伸 ①　髙柳　稔 ④　中村　憲二 ②　萬年　博明 ③
江岸　利信 ⑥　菊池　道 ⑤　新保　統義 ①　田中　伸一 ①　長谷川秀雄 ⑥　向平　秀幸 ①
越膳　良臣 ⑫　倉本　真 ①　鈴木　和幸 ①　田中　秀樹 ①　長谷川　豊 ⑨　武藤　政幸 ①
大西　薫 ⑨　桑原　素行 ⑩　鈴木　文雄 ①　田辺　康夫 ④　原谷　真人 ③　安田　敦 ⑦

【訓子府地区（訓子府町）】 3名

富山　和基 ①　久島　正之 ①　松田　和之 ⑦

【津別・美幌地区（津別町、美幌町及び大空町）】 8名

大井　正行 ⑧　加賀谷雅治 ⑤　種田　善夫 ①　水上　隆 ①
大原　功造 ⑤　鈴木　將晋 ④　中村　光一 ①　山田　裕史 ⑦

【置戸地区（置戸町）】 2名

鈴木　栄樹 ②　三好　幸市 ⑭

【帯広・釧路地区（帯広市、釧路市、幕別町、音更町、芽室町及び釧路町）】 14名

石野　雄一 ③　加納　勝弘 ②　高森　智 ②　出村　行敬 ②　中島　久司 ⑦　花房　浩一 ③　広瀬　豪 ⑥
大久保義浩 ①　北原　英樹 ③　田口　光浩 ②　中川　照彦 ③　西川　隆生 ⑤　久島　貞一 ⑥　水戸部公平 ②

【紋別地区（紋別市）】 16名

嘉野　昭子 ③　鈴木　賢広 ①　知見喜美男 ⑤　畑中　正義 ⑭　森　安春 ⑦　若澤　勝彦 ⑥
齊藤　秀武 ⑦　舘岡　久幸 ②　得永　光雄 ④　林　孝浩 ②　山本　義明 ②
柴門　憲一 ③　田中　誠 ①　新沼　透 ⑤　廣瀬　哲二 ④　吉岡　裕敏 ③

【雄武・興部・滝上地区（雄武町、興部町、滝上町及び西興部村）】 10名

阿部　昭一 ⑧　小田　英利 ①　工藤喜代子 ⑤　菅原　賢司 ⑦　長坂　廣行 ⑦
大原　滿 ③　菊地　義暁 ③　郡　勝 ⑦　千葉　豊樹 ①　橋詰　啓史 ⑤

【旭川・名寄地区（旭川市及び名寄市）】 9名

芦崎　壽夫 ⑦　栗原　平次 ①　神　幸博 ①　長谷川力也 ③　宮田　晃彦 ④
大谷　信一 ⑧　宍戸　信明 ⑦　谷　博之 ⑦　三浦　昭雄 ⑧

（注）　氏名の後の数字は総代への就任回数です。

総代の属性別構成比

●職業別

●年代別

●業種別

（注）1. 業種別の構成比は、法人役員、個人事業主に限っております。
2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
3. 構成比は小数第2位以下を四捨五入しております。

役員・組織図・会計監査人

役員名簿（2020年6月末現在）

会　　長（常勤理事）	太布　康洋	理　　事	徳本　章
理 事 長（代表理事）	金田　充郎	理　　事	佐藤　伸也
専務理事（代表理事）	片山　隆文	理　　事	渡邊　主人
常務理事（代表理事）	今井　晃	理　　事	五十嵐　龍
常務理事（代表理事）	久島　英明	理　　事	丸茂　紳司
常勤理事	江良　利晃	常勤監事	増子　郁高
常勤理事	井上　秀敏	監　　事	加藤　建一
常勤理事	上野　浩二	監事（員外）	伊藤　昌博

※理事13名のうち職員出身以外の会員理事は5名です。

北見信用金庫 組織図（2020年6月末現在）

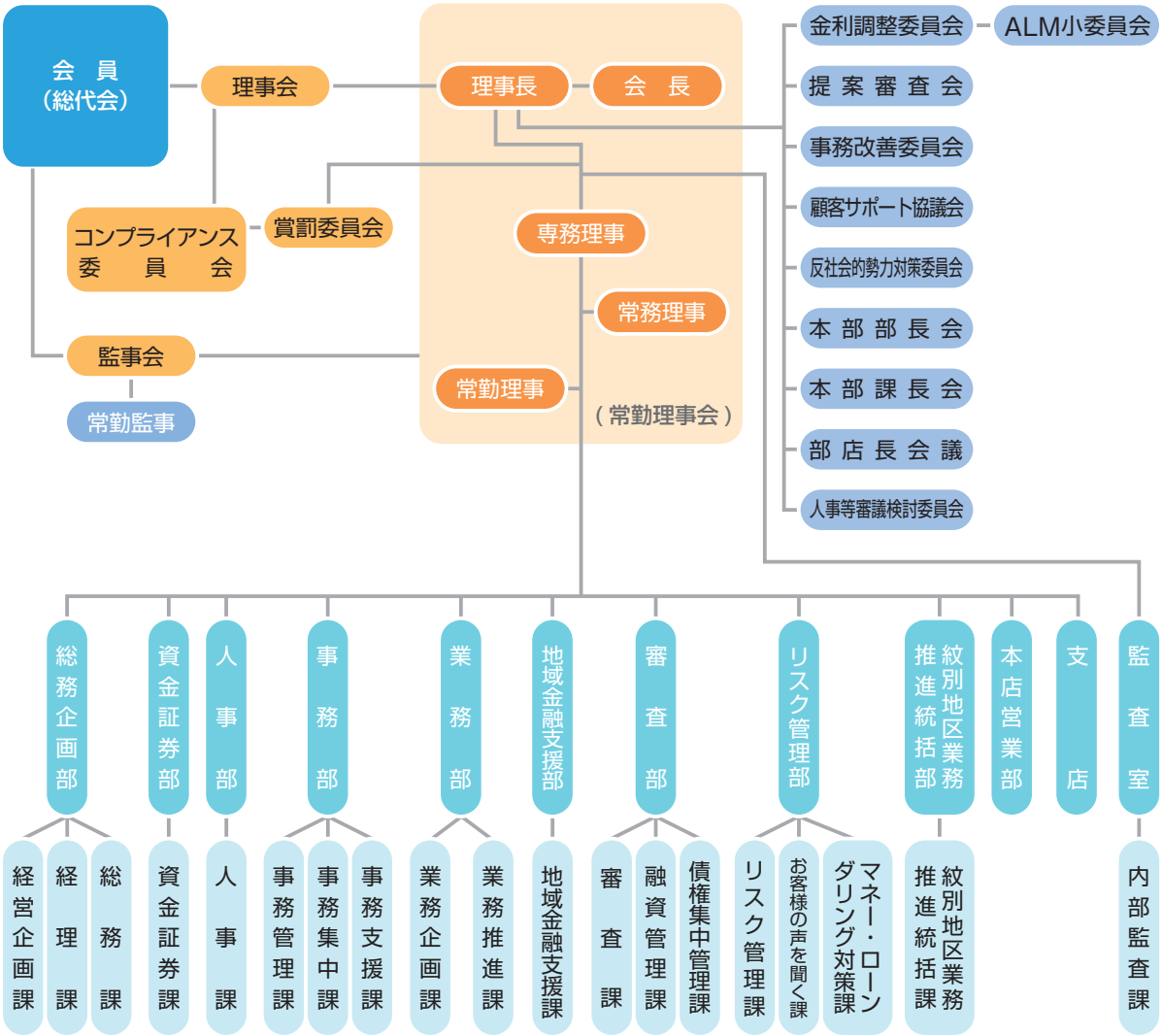

会計監査人の名称（2020年6月末現在）

EY新日本有限責任監査法人

店舗案内・ATM設置案内

店舗・キャッシュコーナーご案内

●平日にご利用いただけるキャッシュコーナー　●土曜・日曜・祝日にご利用いただけるキャッシュコーナー

昼休み導入店舗（昼休み時間帯…A 11：30～12：30、B 12：30～13：30）

■店舗一覧

■北見市内

●	●		本店営業部	〒090-0020	北見市大通東1丁目2番地1	(0157) 24-7531
●			留辺蘂支店	〒091-0003	北見市留辺蘂町仲町33番地1	(0157) 42-2153
●		A	温根湯支店	〒091-0170	北見市留辺蘂町温根湯温泉192番地1	(0157) 45-2811
●		A	相内支店	〒099-0871	北見市相内町135番地22	(0157) 37-2321
●	●		西支店	〒090-0818	北見市本町4丁目1番17号	(0157) 24-8531
●	●		東支店	〒090-0016	北見市大町107番地4	(0157) 23-6211
●	●		三輪支店	〒090-0835	北見市光西町165番地	(0157) 25-2131
●	●		ことぶき支店	〒090-0065	北見市寿町3丁目4番	(0157) 61-0888
●	●		卸町支店	〒090-0056	北見市卸町1丁目1番地7	(0157) 36-6611
●	●		北光支店	〒090-0824	北見市北光206番地4	(0157) 61-9761
●			端野支店	〒099-2102	北見市端野町2区344番地11	(0157) 56-2101
●		A	常呂支店	〒093-0210	北見市常呂町字常呂222番地	(0152) 54-1101
●	●		南大通支店	〒090-0811	北見市泉町4丁目2番20号	(0157) 61-8855

■北見地区

●		B	訓子府支店	〒099-1432	常呂郡訓子府町旭町5番地1	(0157) 47-2141
●		A	津別支店	〒092-0236	網走郡津別町本町60番地	(0152) 76-2131
●		A	置戸支店	〒099-1133	常呂郡置戸町字置戸144番地1	(0157) 52-3131
●			美幌支店	〒092-0004	網走郡美幌町字仲町1丁目44番地	(0152) 73-1311

■紋別市内

●	●		紋別支店	〒094-8706	紋別市幸町4丁目1番23号	(0158) 24-2141
●			南が丘支店	〒094-0013	紋別市南が丘町4丁目1番17号	(0158) 24-8111

■西紋地区

●		A	滝上支店	〒099-5605	紋別郡滝上町字サクルー原野1539番地の26	(0158) 29-2141
●	●	A	興部支店	〒098-1615	紋別郡興部町字興部338番地1	(0158) 82-2141
●	●		雄武支店	〒098-1702	紋別郡雄武町字雄武886番地の1	(0158) 84-2141
●		A	西興部支店	〒098-1501	紋別郡西興部村字西興部151番地	(0158) 87-2141

■帯広・釧路地区

●			帯広支店	〒080-0012	帯広市西2条南7丁目2番地	(0155) 22-7531
●		A	南支店	〒080-0010	帯広市大通南26丁目2番地の1	(0155) 22-8531
●		A	しらかば支店	〒080-0025	帯広市西15条南12丁目1番地の31	(0155) 33-3222
●			釧路支店	〒085-0035	釧路市共栄大通7丁目1番地	(0154) 22-7531

■旭川・名寄地区

●			旭川支店	〒070-0032	旭川市2条通6丁目右7号	(0166) 22-5525
●			名寄支店	〒096-0014	名寄市西4条南2丁目14番地	(01654) 2-2141

■店舗外キャッシュコーナー

北見市内

- ● ● 春光町
- ● ● イトーヨーカドー（北見）
- ● ● まちきた大通ビル（コミュニティプラザパラボ）
- ● ● イオン北見店
- ● 北見赤十字病院
- ● ● ツルハ高栄店

紋別市内

- ● ● 落石
- ● ● イオン紋別店
- ● 紋別支店渚滑ATMコーナー
- ● 上渚滑

資料編

貸借対照表

■資産の部

（単位：百万円）

科目	2018年度	2019年度
現金	4,002	4,571
預け金	122,882	126,547
買入手形	−	−
コールローン	−	−
買現先勘定	−	−
債券貸借取引支払保証金	−	−
買入金銭債権	−	−
金銭の信託	998	911
商品有価証券	−	−
有価証券	210,101	219,965
国債	1,011	8
地方債	101,340	93,578
社債	81,933	98,422
株式	1,143	1,058
その他の証券	24,673	26,898
貸出金	190,005	177,978
割引手形	2,094	1,930
手形貸付	28,629	22,563
証書貸付	139,270	133,632
当座貸越	20,011	19,852
外国為替	−	−
その他資産	2,989	2,892
未決済為替貸	131	158
信金中金出資金	2,107	2,107
前払費用	0	2
未収収益	622	540
その他の資産	127	83
有形固定資産	5,873	6,109
建物	3,752	3,938
土地	1,546	1,538
リース資産	127	99
建設仮勘定	4	105
その他の有形固定資産	442	427
無形固定資産	92	79
ソフトウェア	78	65
その他の無形固定資産	13	13
前払年金費用	−	−
繰延税金資産	−	0
再評価に係る繰延税金資産	−	−
債務保証見返	693	855
貸倒引当金	△ 1,908	△ 1,866
（うち個別貸倒引当金）	（△ 1,768）	（△ 1,676）
資産の部合計	535,732	538,046

■負債の部

（単位：百万円）

科目	2018年度	2019年度
預金積金	488,297	491,797
当座預金	20,334	20,703
普通預金	230,230	234,991
貯蓄預金	3,796	3,739
通知預金	576	346
定期預金	212,532	209,859
定期積金	17,670	17,051
その他の預金	3,157	5,104
譲渡性預金	−	−
借用金	−	−
売渡手形	−	−
コールマネー	−	−
売現先勘定	−	−
債券貸借取引受入担保金	−	−
コマーシャル・ペーパー	−	−
外国為替	−	−
その他負債	1,042	944
未決済為替借	267	145
未払費用	172	188
給付補填備金	7	5
未払法人税等	169	138
前受収益	150	192
払戻未済金	5	12
払戻未済持分	3	2
職員預り金	99	103
リース債務	133	105
資産除去債務	7	25
その他の負債	25	24
賞与引当金	−	−
役員賞与引当金	−	−
退職給付引当金	121	103
役員退職慰労引当金	225	237
睡眠預金払戻損失引当金	60	53
偶発損失引当金	81	72
特別法上の引当金	−	−
繰延税金負債	222	−
再評価に係る繰延税金負債	−	−
債務保証	693	855
負債の部合計	490,744	494,063

■純資産の部

（単位：百万円）

科目	2018年度	2019年度
出資金	1,198	1,185
普通出資金	1,198	1,185
優先出資申込証拠金	−	−
資本剰余金	−	−
利益剰余金	42,593	42,985
利益準備金	1,203	1,198
その他利益剰余金	41,389	41,787
特別積立金	40,372	41,172
当期未処分剰余金	1,017	615
処分未済持分	△ −	△ −
自己優先出資	△ −	△ −
自己優先出資申込証拠金	−	−
会員勘定合計	43,791	44,171
その他有価証券評価差額金	1,196	△ 189
繰延ヘッジ損益	−	−
土地再評価差額金	−	−
評価・換算差額等合計	1,196	△ 189
純資産の部合計	44,987	43,982
負債及び純資産の部合計	535,732	538,046

損益計算書

（単位：千円）

科目	2018年度	2019年度
経常収益	5,952,962	5,523,486
資金運用収益	4,712,588	4,569,784
貸出金利息	2,978,186	2,887,480
預け金利息	145,006	143,234
有価証券利息配当金	1,537,540	1,487,167
その他の受入利息	51,854	51,902
役務取引等収益	742,573	774,296
受入為替手数料	316,022	315,215
その他の役務収益	426,551	459,081
その他業務収益	101,913	29,786
外国為替売買益	208	−
国債等債券売却益	70,685	−
その他の業務収益	31,020	29,786
その他経常収益	395,886	149,618
貸倒引当金戻入益	29,176	30,251
償却債権取立益	246,384	17,148
株式等売却益	54,592	50,716
金銭の信託運用益	12,969	24,303
その他の経常収益	52,763	27,198
経常費用	4,709,369	4,855,417
資金調達費用	74,032	67,972
預金利息	66,721	61,818
給付補填備金繰入額	3,514	2,957
その他の支払利息	3,796	3,196
役務取引等費用	311,263	316,297
支払為替手数料	56,504	56,992
その他の役務費用	254,759	259,305
その他業務費用	2,234	1,711
外国為替売買損	−	24
国債等債券売却損	−	19
その他の業務費用	2,234	1,667
経費	4,212,980	4,227,863
人件費	2,388,178	2,354,289
物件費	1,723,287	1,763,557
税金	101,514	110,016
その他経常費用	108,858	241,571
貸出金償却	61,792	197,531
株式等売却損	13,672	1,281
株式等償却	−	18,110
その他の経常費用	33,393	24,649
経常利益	1,243,592	668,068
特別利益	−	1,442
固定資産処分益	−	1,442
特別損失	64,610	10,931
固定資産処分損	25,130	8,934
減損損失	39,480	1,996
税引前当期純利益	1,178,982	658,580
法人税、住民税及び事業税	227,519	211,688
法人税等調整額	12,427	6,464
法人税等合計	239,947	218,152
当期純利益	939,035	440,427
繰越金（当期首残高）	78,441	174,894
当期未処分剰余金	1,017,476	615,322

資料編

剰余金処分計算書

（単位：円）

科目	2018年度	2019年度
当期未処分剰余金	1,017,476,670	615,322,059
積立金取崩額	－	－
利益準備金限度超過取崩額	5,347,100	12,520,600
剰余金処分額	847,929,066	535,571,004
利益準備金	－	－
普通出資に対する配当金	（年4%） 47,929,066	（年3%） 35,571,004
特別積立金	800,000,000	500,000,000
繰越金（当期末残高）	174,894,704	92,271,655

掲載いたしました貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書につきましては、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

2019年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2020年 6月17日
北見信用金庫
理事長 金田充郎

貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
   なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
   また、主な耐用年数は次のとおりであります。
   建物　19年 ～ 39年
   その他　3年 ～ 20年
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
   破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
   上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
   すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店（営業関連部署）及び審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理部（資産監査部署）が査定結果を監査しております。
   なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,223百万円であります。
8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
   数理計算上の差異　各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理
   当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
   なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
   ①制度全体の積立状況に関する事項（2019年3月31日現在）
   年金資産の額　1,650,650百万円
   年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額　1,782,453百万円
   差引額　△131,803百万円
   ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（2019年3月31日現在）
   0.3576%
   ③補足説明
   上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円及び別途積立金48,949百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金53百万円を費用処理しております。
   なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額2,152百万円
14. 子会社等の株式総額30百万円
15. 子会社等に対する金銭債務総額44百万円
16. 有形固定資産の減価償却累計額8,906百万円
17. 有形固定資産の圧縮記帳額398百万円
18. 貸出金のうち、破綻先債権額は65百万円、延滞債権額は6,130百万円であります。
   なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利

息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

19. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,206百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

21. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は9,402百万円であります。

なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形及び商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,930百万円であります。

23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券　406百万円

担保資産に対応する債務

預金　1,060百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として預け金15,000百万円、当座貸越取引の根担保として預け金5,000百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金は55百万円が含まれております。

24. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は570百万円であります。

25. 出資1口当たりの純資産額1,854円65銭。

26. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、貸出資産の健全性を維持管理するため、「クレジットポリシー」及び信用リスクに関する管理諸規程に基づき厳格な審査体制を構築するとともに、貸出審査の独立性を確保し、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。さらに貸出審査能力の向上や、経営改善支援活動を通じたお取引先の経営内容の改善に取組み、信用リスクの軽減を図っております。貸出以外の運用資産についても、格付けの把握やリスク分散等の対応を行っております。また、資産の正確な自己査定を行うための体制整備を行っております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部署がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

市場リスク管理及びALMに関する諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、金利調整委員会において協議されたALMに関する方針に基づき、理事会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで金利調整委員会及び理事会等に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、適宜為替予約等を行っております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、有価証券等運用基準及び市場リスクに関する諸規程に基づき、行われております。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを総務企画部が実施して、価格変動リスクの軽減を図っております。

当金庫で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総務企画部を通じ、理事会及び金利調整委員会において定期的に報告されております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた経済価値は、3,929百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、流動性リスクに関する諸規程に基づき、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額については（注3）参照。借用金及びその他の有利子負債の決算日後の償還予定額については（注4）参照。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
（1）預け金（＊1）	126,547	126,800	253
（2）有価証券			
満期保有目的の債券	74,763	76,833	2,070
その他有価証券	145,060	145,060	－
（3）貸出金（＊1）	177,978		
貸倒引当金（＊2）	△1,864		
	176,113	179,401	3,287
金融資産計	522,485	528,096	5,611
（1）預金積金（＊1）	491,797	491,980	182
金融負債計	491,797	491,980	182

（＊1）預け金、貸出金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

（1）預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利（スワップレート）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

（2）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自金庫保証付私募債は、対応する残存年数の国債利回りを用いた将来キャッシュ・フローの割引現在価値を求め、貸倒引当金相当額を控除して算出しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28.から29.に記載しております。

（3）貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（スワップレート）で割り引いた価額

金融負債

（1）預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フ

資料編

ローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（スワップレート）を用いております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位:百万円）

区　分	貸借対照表計上額
子会社株式（*1）	30
非上場株式（*1）	104
組合出資金（*2）	7
合　計	141

（*1）子会社及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*2）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額（単位:百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	83,000	40,000	－	－
有価証券				
満期保有目的の債券	6,390	20,226	22,864	25,281
その他有価証券のうち満期があるもの	16,454	76,539	21,780	15,497
貸出金（*）	44,606	54,427	37,228	20,873
合　計	150,450	191,192	81,873	61,651

（*）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注4）借用金及びその他の有利子負債の決算日後の償還予定額（単位:百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（*）	171,664	55,203	－	44
合　計	171,664	55,203	－	44

（*）預金積金のうち、期間の定めがないもの（要求払預金）は含めておりません。

28.　有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券（単位:百万円）

	種　類	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	59,179	61,015	1,835
	社　債	1,566	1,626	60
	その他	3,144	3,594	449
	外国債券	3,144	3,594	449
	小　計	63,891	66,236	2,345
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	6,816	6,788	△28
	社　債	－	－	－
	その他	4,055	3,809	△246
	外国債券	4,055	3,809	△246
	小　計	10,872	10,597	△274
合　計		74,763	76,833	2,070

その他有価証券（単位:百万円）

	種　類	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	629	203	425
	債　券	73,484	72,986	498
	国　債	8	8	0
	地方債	27,581	27,298	283
	社　債	45,894	45,679	215
	その他	9,871	9,587	284
	外国債券	4,075	4,000	75
	その他	5,796	5,587	208
	小　計	83,985	82,777	1,208
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	294	412	△118
	債　券	50,961	51,397	△436
	国　債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社　債	50,961	51,397	△436
	その他	9,819	10,311	△492
	外国債券	2,780	2,795	△14
	その他	7,038	7,516	△478
	小　計	61,074	62,122	△1,047
合　計		145,060	144,899	160

29.　当事業年度中に売却したその他有価証券（単位:百万円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株　式	18	11	－
債　券	9	－	0
社　債	9	－	0
その他	11	11	－
合　計	39	22	0

30.　その他の金銭の信託（単位:百万円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	911	1,000	△88	－	△88

31.　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、76,460百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が68,855百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（1年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金及び貸出金償却	473百万円
有形固定資産減価償却超過額	85百万円
減損損失	41百万円
有価証券評価損	159百万円
役員退職慰労引当金	65百万円
睡眠預金払戻損失引当金	14百万円
偶発損失引当金	19百万円
退職給付引当金	28百万円
その他有価証券評価差額金	314百万円
その他	53百万円
繰延税金資産小計	1,256百万円
評価性引当額	△921百万円
繰延税金資産合計	334百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	334百万円
繰延税金負債合計	334百万円
繰延税金資産の純額	0百万円

損益計算書に関する注記

1.　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2.　子会社との取引による収益総額3,903千円。
　　子会社との取引による費用総額263,555千円。
3.　出資1口当たり当期純利益金額18円40銭。
4.　当期において以下の資産について減損損失を計上しております。

（単位:千円）

所在地	主な用途	種類	減損損失
北見市内	事務所　1ヵ所	土　地	1,996
合　計			1,996

当金庫は、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから、各営業店をグルーピングの最小単位としております。ただし、母店・サテライト店制によるサテライト店は母店と一体とみなしております。また、本部については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。なお、遊休資産については独立した単位として取扱っております。時価の下落等により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,996千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は使用価値及び正味売却価額であります。使用価値は将来キャッシュ・フローを0.87%で割り引いて算定しております。正味売却価額は、不動産については原則として不動産鑑定評価基準により、重要性の乏しい資産については路線価又は固定資産税評価額に基づき算定しております。また、その他の固定資産については市場価格等を反映した簡便的な方法により算定しております。

主要な業務の状況を示す指標

■業務粗利益

（単位：千円）

	2018年度	2019年度
資金運用収支	4,638,635	4,501,942
資金運用収益	4,712,588	4,569,784
資金調達費用	73,953	67,842
役務取引等収支	431,309	457,998
役務取引等収益	742,573	774,296
役務取引等費用	311,263	316,297
その他の業務収支	99,679	28,074
その他業務収益	101,913	29,786
その他業務費用	2,234	1,711
業務粗利益	5,169,624	4,988,014
業務粗利益率	0.99%	0.94%

（注）1.「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用（2018年度78千円、2019年度129千円）を控除して表示しております。
2.業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

■業務純益

（単位：千円）

	2018年度	2019年度
業務純益		788,911
実質業務純益		788,911
コア業務純益		788,930
コア業務純益（除く投資信託解約損益）		678,435

（注）1.業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2.実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3.コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。
4.「業務純益」「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益（除く投資信託解約損益）」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（2019年9月13日）による改正を受け、2019年度分より開示することとなったため、開示初年度につき、2019年度分のみを開示しております。

■資金運用収支の内訳

	2018年度			2019年度		
	平均残高（百万円）	利息（千円）	利回り（%）	平均残高（百万円）	利息（千円）	利回り（%）
資金運用勘定	521,969	4,712,588	0.90	528,846	4,569,784	0.86
うち貸出金	180,026	2,978,186	1.65	177,982	2,887,480	1.62
うち預け金	134,160	145,006	0.10	134,169	143,234	0.10
うち有価証券	205,668	1,537,540	0.74	214,573	1,487,167	0.69
資金調達勘定	486,867	73,953	0.01	493,290	67,842	0.01
うち預金積金	487,147	70,235	0.01	494,069	64,776	0.01
うち借用金	－	－	－	－	－	－

（注）資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（2018年度293百万円、2019年度303百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（2018年度526百万円、2019年度999百万円）及び利息（2018年度78千円、2019年度129千円）を、それぞれ控除して表示しております。

■利鞘

	2018年度	2019年度
資金運用利回	0.90 %	0.86 %
資金調達原価率	0.88 %	0.87 %
総資金利鞘	0.02 %	△ 0.01 %

■受取・支払利息の増減

（単位：百万円）

	2018年度			2019年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	160	△ 227	△ 67	60	△ 202	△ 142
うち貸出金	54	△ 195	△ 141	△ 35	△ 55	△ 90
うち預け金	△ 6	△ 12	△ 18	△ 2	1	△ 1
うち有価証券	74	19	93	90	△ 140	△ 50
支払利息	△ 10	1	△ 9	△ 6	0	△ 6
うち預金積金	△ 12	1	△ 11	△ 5	0	△ 5
うち借用金	－	－	－	－	－	－

（注）残高および利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

■利益率

（単位：百万円、%）

	2018年度	2019年度
総資産経常利益率	0.23 %	0.12 %
総資産当期純利益率	0.17 %	0.08 %
総資産平均残高（除く債務保証見返）	532,489	539,867

$$総資産経常利益率 = \frac{経常利益}{総資産（債務保証見返を除く）平均残高} \times 100$$

$$総資産当期純利益率 = \frac{当期純利益}{総資産（債務保証見返を除く）平均残高} \times 100$$

資料編

預金に関する指標

■預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
流動性預金	248,466	260,550
うち有利息預金	211,527	223,001
定期性預金	236,457	231,232
うち固定金利定期預金	218,715	213,896
うち変動金利定期預金	9	5
その他	2,223	2,286
譲渡性預金	−	−
合計	487,147	494,069

(注)1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金(無利息含む)＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3. その他＝納税準備預金＋別段預金

■定期預金残高

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
定期預金	212,532	209,859
うち固定金利定期預金	212,523	209,856
うち変動金利定期預金	9	3
その他	−	−

貸出金等に関する指標

■貸出金平均残高

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
割引手形	2,047	1,980
手形貸付	21,214	21,999
証書貸付	139,606	135,526
当座貸越	17,157	18,474
合計	180,026	177,982

■貸出金残高

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
貸出金	190,005	177,978
うち固定金利	112,155	98,035
うち変動金利	77,849	79,943

■貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
当金庫預金積金	2,931	2,743
不動産	30,662	30,721
その他	1	1
計	33,595	33,466
信用保証協会・信用保険	35,924	35,760
保証	64,911	67,309
信用	55,573	41,442
合計	190,005	177,978

■債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
当金庫預金積金	1	0
不動産	44	36
その他	0	0
計	46	36
信用保証協会・信用保険	18	16
信用	628	802
合計	693	855

■貸出金使途別残高

（単位：百万円、%）

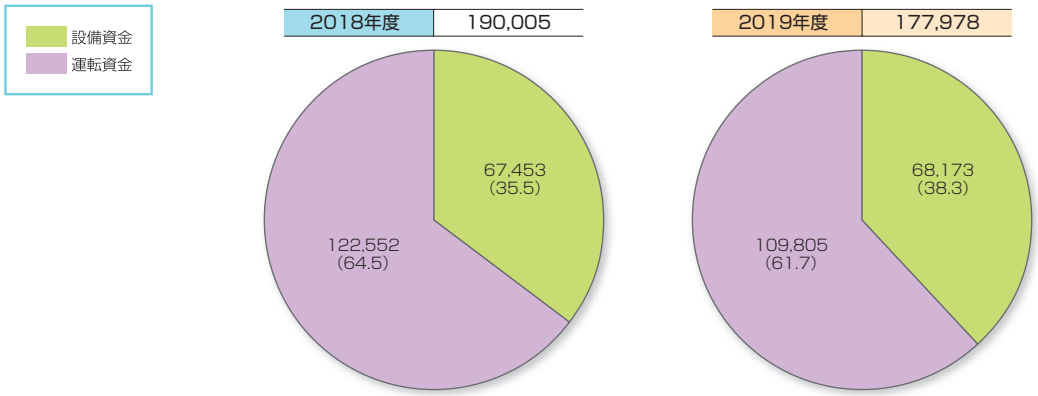

■貸出金業種別内訳

（単位:先、百万円、%）

業種区分	2018年度			2019年度		
	貸出先数	貸出金残高	残高構成比	貸出先数	貸出金残高	残高構成比
製造業	272	9,856	5.18	264	10,034	5.63
農業、林業	110	1,412	0.74	125	1,747	0.98
漁業	12	340	0.17	12	307	0.17
鉱業、採石業、砂利採取業	12	512	0.26	12	453	0.25
建設業	892	20,431	10.75	883	21,092	11.85
電気・ガス・熱供給・水道業	22	3,397	1.78	23	3,242	1.82
情報通信業	7	69	0.03	7	62	0.03
運輸業、郵便業	122	3,632	1.91	120	3,556	1.99
卸売業、小売業	670	20,663	10.87	666	20,895	11.74
金融業、保険業	33	12,247	6.44	31	8,663	4.86
不動産業	543	28,420	14.95	539	28,457	15.98
物品賃貸業	23	1,423	0.74	22	1,447	0.81
学術研究、専門・技術サービス業	91	1,205	0.63	90	1,026	0.57
宿泊業	28	2,266	1.19	27	2,182	1.22
飲食業	271	2,572	1.35	258	2,792	1.56
生活関連サービス業、娯楽業	190	3,722	1.95	184	3,619	2.03
教育、学習支援業	19	353	0.18	23	391	0.21
医療、福祉	164	6,834	3.59	167	7,070	3.97
その他のサービス	248	6,489	3.41	249	7,635	4.28
小計	3,729	125,853	66.23	3,702	124,679	70.05
国・地方公共団体等	18	40,302	21.21	17	30,071	16.89
個人	11,733	23,849	12.55	11,141	23,227	13.05
合計	15,480	190,005	100.00	14,860	177,978	100.00

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■貸倒引当金内訳

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2018年度	137	139	−	137	139
	2019年度	140	190	−	140	190
個別貸倒引当金	2018年度	1,821	1,768	21	1,800	1,768
	2019年度	1,768	1,676	12	1,756	1,676
合計	2018年度	1,958	1,908	21	1,937	1,908
	2019年度	1,908	1,866	12	1,896	1,866

■貸出金償却

（単位：千円）

	2018年度	2019年度
貸出金償却額	61,792	197,531

資料編

■預貸率

（単位：百万円）

		2018年度	2019年度
貸出金（A）		190,005	177,978
預金積金（B）		488,297	491,797
預貸率(%)	期末(A／B)	38.91	36.18
	期中平均	36.95	36.02

■運用に係るポートフォリオの概要

（単位：百万円、%）

	2018年度		2019年度	
	残高	残高構成比	残高	残高構成比
預け金（無利息分を除く）	122,595	23.3	126,278	23.9
有価証券	210,101	40.0	219,965	41.7
貸出金	190,005	36.2	177,978	33.8
その他	2,147	0.4	2,107	0.4
合計	524,850	100.0	526,329	100.0

■新規融資への取組み状況

地域経済発展に貢献するために、課題解決型金融の強化によりお客さまの満足度向上を図るとともに、新たな資金需要を生み出し貸出金を増加させていくことが、当金庫の重要課題の一つであると認識しています。これを実現するための具体的施策を年度計画に盛り込み、鋭意実践しています。

こうした貸出金の増加に真摯に取組んでいくことで、中長期的な預貸率の向上、運用ポートフォリオにおける貸出金割合の上昇を目指しています。

有価証券に関する指標

■有価証券の種類別の残存期間別の残高

（単位：百万円）

2018年度	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	1,003	3	5	–	–	–	–	1,011
地方債	7,438	17,797	22,936	14,424	12,861	25,882	–	101,340
社債	6,081	24,739	20,454	22,439	8,218	–	–	81,933
株式	–	–	–	–	–	–	1,143	1,143
外国証券	1,604	2,914	2,293	1,841	1,309	3,679	1,029	14,672
その他の証券	4	306	528	203	8,121	200	635	10,000

（単位：百万円）

2019年度	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	–	8	–	–	–	–	–	8
地方債	10,004	14,499	26,001	8,657	12,794	21,620	–	93,578
社債	11,237	19,733	31,920	14,892	6,163	14,474	–	98,422
株式	–	–	–	–	–	–	1,058	1,058
外国証券	1,601	2,091	2,511	1,332	803	4,683	1,031	14,056
その他の証券	0	316	2,052	1,600	8,673	1	197	12,842

■有価証券平均残高

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
国債	1,590	641
地方債	105,640	97,387
社債	77,789	89,891
株式	725	760
外国証券	11,308	14,391
その他の証券	8,614	11,499
合計	205,668	214,573

■預証率

（単位：百万円）

		2018年度	2019年度
有価証券（A）		210,101	219,965
預金積金（B）		488,297	491,797
預証率(%)	期末(A／B)	43.02	44.72
	期中平均	42.21	43.42

有価証券等の取得価額、時価及び評価損益

1 有価証券

❶売買目的有価証券

該当取引はございません。

❷満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種類	2018年度			2019年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	64,858	67,090	2,232	59,179	61,015	1,835
	社債	1,745	1,829	83	1,566	1,626	60
	その他	5,591	6,189	598	3,144	3,594	449
	小計	72,194	75,109	2,914	63,891	66,236	2,345
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	5,351	5,323	△ 27	6,816	6,788	△ 28
	社債	–	–	–	–	–	–
	その他	2,727	2,672	△ 54	4,055	3,809	△ 246
	小計	8,078	7,996	△ 82	10,872	10,597	△ 274
合計		80,273	83,105	2,832	74,763	76,833	2,070

（注）1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

❸子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、時価を把握することが極めて困難と認められるため、下記「⑤時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」に記載し、本項では記載を省略しております。

❹その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	2018年度			2019年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	628	207	420	629	203	425
	債券	105,418	104,403	1,015	73,484	72,986	498
	国債	1,011	1,002	8	8	8	0
	地方債	31,131	30,692	438	27,581	27,298	283
	社債	73,276	72,707	568	45,894	45,679	215
	その他	12,648	12,293	354	9,871	9,587	284
	小計	118,695	116,904	1,790	83,985	82,777	1,208
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	374	411	△ 37	294	412	△ 118
	債券	6,912	6,929	△ 17	50,961	51,397	△ 436
	国債	–	–	–	–	–	–
	地方債	–	–	–	–	–	–
	社債	6,912	6,929	△ 17	50,961	51,397	△ 436
	その他	3,693	3,740	△ 47	9,819	10,311	△ 492
	小計	10,979	11,081	△ 101	61,074	62,122	△ 1,047
合計		129,674	127,986	1,688	145,060	144,899	160

（注）1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

❺時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

（単位：百万円）

内容	貸借対照表計上額	
	2018年度	2019年度
子会社・子法人等株式	30	30
非上場株式	111	104
組合出資金	12	7
合計	153	141

資料編

2 金銭の信託

❶運用目的の金銭の信託
該当取引はございません。

❷満期保有目的の金銭の信託
該当取引はございません。

❸その他の金銭の信託

（単位：百万円）

2018年度					2019年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
998	1,000	△ 1	−	△ 1	911	1,000	△ 88	−	△ 88

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

役職員の報酬体系

<報酬体系について>

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

（1）報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法　b. 支払手段　c. 決定時期と支払時期

（2）2019年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位：百万円）

区　分	支払総額
対象役員に対する報酬等	171

（注）1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」144百万円、「退職慰労金」27百万円となっております。また、当年度中に支払った「賞与」はありません。
なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

（3）その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（2012年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2019年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2.「同等額」は、2019年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 2019年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

自己資本の充実の状況について

●自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
なお、当金庫における自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	北見信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	1,185百万円

●自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項目	2018年度	2019年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	43,743	44,135
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,198	1,185
うち、利益剰余金の額	42,593	42,985
うち、外部流出予定額(△)	47	35
うち、上記以外に該当するものの額	−	−
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	139	190
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	139	190
うち、適格引当金コア資本算入額	−	−
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	−	−
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	−	−
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	−	−
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	43,883	44,325
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	67	57
うち、のれんに係るものの額	−	−
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	67	57
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	−	−
適格引当金不足額	−	−
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	−	−
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	−	−
前払年金費用の額	−	−
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	−	−
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	−	−
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	−	−
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	−	−
特定項目に係る10パーセント基準超過額	−	−
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	−	−
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	−	−
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	−	−
特定項目に係る15パーセント基準超過額	−	−
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	−	−
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	−	−
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	−	−
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	67	57
自己資本		
自己資本の額((イ)−(ロ)) (ハ)	43,815	44,268
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	177,882	210,995
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,425	△ 1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	−	−
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	10,472	10,139
信用リスク・アセット調整額	−	−
オペレーショナル・リスク相当額調整額	−	−
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	188,355	221,134
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	23.26%	20.01%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

資料編

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本額は国内基準の自己資本比率4%を確保するための所要自己資本の額を大きく上回っており、またそのほとんどが利益の積立により構成されていることから、経営の健全性、安全性を充分に保っていると評価しております。また、将来についても業務活動を通じた利益の積上げによる自己資本の一層の充実を図っていきます。

●自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	2018年度		2019年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	177,882	7,115	210,995	8,439
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	175,085	7,003	206,153	8,246
現　金	–	–	–	–
我が国の中央政府及び中央銀行向け	–	–	–	–
外国の中央政府及び中央銀行向け	–	–	–	–
国際決済銀行等向け	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	–	–	–	–
外国の中央政府等以外の公共部門向け	101	4	–	–
国際開発銀行向け	–	–	–	–
地方公共団体金融機構向け	–	–	–	–
我が国の政府関係機関向け	3	0	0	0
地方三公社向け	–	–	–	–
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	29,165	1,166	28,950	1,158
法人等向け	88,774	3,550	99,924	3,996
中小企業等向け及び個人向け	26,878	1,075	27,721	1,108
抵当権付住宅ローン	1,701	68	1,522	60
不動産取得等事業向け	14,903	596	15,102	604
3ヵ月以上延滞等	195	7	214	8
取立未済手形	26	1	31	1
信用保証協会等による保証付	1,474	58	1,493	59
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–
出資等	760	30	751	30
出資等のエクスポージャー	760	30	751	30
重要な出資のエクスポージャー	–	–	–	–
上記以外	11,100	444	30,441	1,217
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,375	95	21,503	860
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,107	84	2,107	84
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	735	29	710	28
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	–	–	–	–
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	–	–	–	–
上記以外のエクスポージャー	5,882	235	6,120	244
②証券化エクスポージャー	–	–	–	–
証券化　STC要件適用分	–	–	–	–
証券化　非STC要件適用分	–	–	–	–
再証券化	–	–	–	–
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	4,222	168	6,266	250
ルック・スルー方式	4,222	168	6,266	250
マンデート方式	–	–	–	–
蓋然性方式（250%）	–	–	–	–
蓋然性方式（400%）	–	–	–	–
フォールバック方式（1250%）	–	–	–	–
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	–	–	–	–
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	–	–	–	–
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	–	–	–	–
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,472	418	10,139	405
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	188,355	7,534	221,134	8,845

（注）1.所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2.「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3.「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4.当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

〈オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5.単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

●信用リスクに関する事項

（1）リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員の理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、信用格付制度に基づく厳格な自己査定を実施しております。また、与信金額や予想デフォルト率等のデータを整備し、信用リスク計量化システムによる信用リスク計測の高度化を進めております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、営業店及び審査部で自己査定を行い、監査部門の監査を受けたうえで、理事会に報告する態勢となっております。

貸倒引当金は、「資産自己査定規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

（2）リスク・ウェイトの判定に使用するカントリー・リスク・スコア及び適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に際し、カントリー・リスク・スコア又は適格格付機関が付与する格付を選択使用できる場合には、カントリー・リスク・スコアを使用いたします。また、エクスポージャーの種類ごとの使い分けは行っておりません。使用するカントリー・リスク・スコア及び適格格付機関については、以下のとおりです。

①カントリー・リスク・スコア
経済協力開発機構（OECD）

②適格格付機関
- 国内向けエクスポージャーについては、格付投資情報センター、日本格付研究所。ただし、前記適格格付機関の格付がない場合のみスタンダードアンドプアーズ、ムーディーズを使用いたします。
- 国外向けエクスポージャーについては、スタンダードアンドプアーズ、ムーディーズを使用いたします。

●信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3ヵ月以上延滞エクスポージャー	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国内	527,218	528,912	207,355	195,935	183,571	192,237	−	−	232	234
国外	13,690	13,046	−	−	13,690	13,046	−	−	−	−
地域別合計	540,909	541,959	207,355	195,935	197,262	205,284	−	−	232	234
製造業	28,438	34,338	10,049	10,211	18,088	23,844	−	−	14	14
農業、林業	1,854	2,161	1,854	2,161	−	−	−	−	0	0
漁業	502	455	502	455	−	−	−	−	−	−
鉱業、採石業、砂利採取業	514	454	514	454	−	−	−	−	−	−
建設業	23,879	25,651	21,215	22,037	2,664	3,614	−	−	24	24
電気・ガス・熱供給・水道業	9,422	8,962	3,398	3,242	6,024	5,720	−	−	−	−
情報通信業	472	265	69	62	401	200	−	−	−	−
運輸業、郵便業	7,816	8,243	3,661	3,584	4,082	4,572	−	−	7	5
卸売業、小売業	28,005	29,229	20,940	21,335	6,933	7,762	−	−	16	26
金融業、保険業	163,177	168,787	12,275	8,679	25,578	31,089	−	−	−	−
不動産業	37,119	41,302	29,062	29,045	7,987	12,194	−	−	75	68
物品賃貸業	1,427	1,460	1,427	1,460	−	−	−	−	−	−
学術研究、専門・技術サービス業	1,276	1,094	1,276	1,094	−	−	−	−	−	−
宿泊業	2,278	2,207	2,273	2,202	−	−	−	−	−	−
飲食業	2,868	3,125	2,868	3,125	−	−	−	−	23	17
生活関連サービス業、娯楽業	4,123	3,997	4,123	3,997	−	−	−	−	35	34
教育、学習支援業	376	411	376	411	−	−	−	−	−	−
医療、福祉	7,085	7,292	7,085	7,292	−	−	−	−	−	−
その他のサービス	10,200	10,902	6,833	7,944	3,279	2,870	−	−	3	4
国・地方公共団体等	162,701	143,580	40,359	30,077	122,221	113,415	−	−	−	−
個人	20,482	20,031	20,482	20,031	−	−	−	−	31	37
その他	26,884	28,001	16,704	17,027	−	−	−	−	−	−
業種別合計	540,909	541,959	207,355	195,935	197,262	205,284	−	−	232	234
1年以下	122,179	123,796	27,792	22,029	11,989	18,481	−	−		
1年超3年以下	77,597	74,188	7,149	6,769	36,447	27,418	−	−		
3年超5年以下	55,581	70,575	19,112	18,726	36,468	51,849	−	−		
5年超7年以下	39,298	25,656	8,574	8,966	30,724	16,689	−	−		
7年超10年以下	48,885	40,874	39,103	32,999	9,782	7,875	−	−		
10年超	160,185	171,832	88,335	88,861	71,849	82,971	−	−		
期間の定めのないもの	37,181	35,036	17,287	17,582	−	−	−	−		
残存期間別合計	540,909	541,959	207,355	195,935	197,262	205,284	−	−		

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2.「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には投資信託、現金、固定資産等が含まれます。
4.CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

34ページ「貸倒引当金内訳」をご参照ください。

資料編

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
製造業	27	30	30	28	1	0	26	30	30	28	0	152
農業、林業	2	3	3	2	–	–	2	3	3	2	–	–
漁業	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
鉱業、採石業、砂利採取業	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
建設業	225	178	178	182	1	0	223	178	178	182	0	37
電気・ガス・熱供給・水道業	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
情報通信業	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
運輸業、郵便業	5	4	4	1	0	–	5	4	4	1	–	0
卸売業、小売業	912	1,022	1,022	952	1	9	911	1,013	1,022	952	60	5
金融業、保険業	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
不動産業	70	27	27	17	0	0	69	27	27	17	–	–
物品賃貸業	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	–	–	0	0	0	0	–	–
宿泊業	445	446	446	446	–	–	445	446	446	446	–	–
飲食業	85	15	15	9	15	–	70	15	15	9	–	–
生活関連サービス業、娯楽業	25	25	25	24	1	1	24	24	25	24	–	–
教育、学習支援業	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
医療、福祉	8	6	6	4	–	–	8	6	6	4	–	–
その他のサービス	1	0	0	3	–	–	1	0	0	3	–	0
国・地方公共団体等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
個人	9	5	5	2	0	1	9	4	5	2	–	1
合計	1,821	1,768	1,768	1,676	21	12	1,800	1,756	1,768	1,676	61	197

(注)1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	2018年度		2019年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	–	180,981	–	159,978
10%	–	14,030	–	14,446
20%	1,116	146,892	4,748	144,856
35%	0	4,981	–	4,460
50%	60,450	81	63,265	1,691
75%	–	31,874	–	32,625
100%	7,277	92,816	10,348	97,477
150%	–	112	–	124
250%	–	294	–	7,935
1,250%	–	–	–	–
その他	–	–	–	–
合計	540,909		541,959	

(注)1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するため、取引先によっては、不動産等の担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として当金庫が扱う主要な適格担保には自金庫預金・積金があり、担保に関する手続については、「事務取扱要領」や「担保評価要領」等に基づき、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ「地方公共団体保証」のほか、適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する「一般社団法人しんきん保証基金」付保証等があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

●信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　証		クレジット・デリバティブ	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	3,081	5,873	38,877	49,642	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、「金庫業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク」をいい、当金庫では、①事務リスク、②システム・リスク、③法務リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスク、⑥風評リスク、の6種型に分類しリスク管理を推進しております。

これらのオペレーショナル・リスクの管理を行うに際して、当金庫では基本的な事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理方針」を定め、重要なリスクの認識・評価・コントロール・モニタリングのための効果的な体制を整備すること、リスクの顕在化に備え定期的な管理状況の報告態勢・緊急時態勢を整備することなどを基本原則として、金庫のオペレーショナル・リスク管理の高度化に向けた取組みを推進しております。

当金庫では、オペレーショナル・リスク管理全般を統括する部署として事務部が担当し、あらゆる業務においてオペレーショナル・リスクが発生する可能性があることを理解するとともに、オペレーショナル・リスクを軽減することの重要性を認識し、業務全般にわたる管理体制や各種規程の整備を行っております。

組織面では、経営陣による関与を強化するとともに統括部署である事務部が各業務所管部及び営業店のリスク管理状況を定期的に管理・監督することにより、リスク管理の実効性と内部けん制の確保に努めております。

また、リスク管理状況については、経営陣への迅速かつ網羅的な報告及びリスク顕在化の要因分析による再発防止に向けた取組みを推進しております。

(2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法を採用しております。

●出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等または株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資の非上場株式、株式関連投資信託、投資事業組合への出資金等が該当します。

そのうち、上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び予想最大損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するなど適切なリスク管理に努めております。

子会社・関連会社株式、政策投資の非上場株式、投資事業組合への出資金等に関しては、当金庫が定める「有価証券等運用基準」及び「資産自己査定規程」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況を適宜経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

●出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区　分	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	時　価	貸借対照表計上額	時　価
上場株式等	967	967	889	889
非上場株式等	2,283	—	2,275	—

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
売却益	54	50
売却損	13	1
償却	—	18

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
評価損益	382	306

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

資料編

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	12,006	14,763
マンデート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1,250%）を適用するエクスポージャー	－	－

●金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは金利の変動に伴い、資産（貸出、有価証券など）・負債（預金など）の価値が変動し損失を被るリスク、収益が変動し損失を被るリスクのことです。

当金庫では常勤理事、本部執行役員及び部長によって構成される「金利調整委員会」を設置しており、金利リスク量の算出や期間収益シミュレーションによる収益の影響度を月次で分析評価し、リスクコントロールを協議検討しております。

また、「金利調整委員会」の下部組織として「ALM小委員会」を設置し、リスク管理手法の向上に努めております。

(2)金利リスクの算定手法の概要

①ΔEVE及びΔNIIについて

(a)流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.250年です。

(b)流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は4.917年です。

(c)流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

(d)固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

(e)複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。

(f)スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等）

スプレッド及びその変動は考慮しておりません。

(g)内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

該当事項はありません。

②その他の金利リスク計測について

銀行勘定の金利リスクについては、上記に加え、過去の一定期間における金利変動幅を基に、VaR、BPV等の手法を用いて計測しております。

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末（2019年度）	前期末（2018年度）	当期末（2019年度）	前期末（2018年度）
1	上方パラレルシフト	12,459	12,458	－	
2	下方パラレルシフト	－	－	419	
3	スティープ化	8,325	8,509		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	12,459	12,458	419	
		ホ		ヘ	
		当期末（2019年度）		前期末（2018年度）	
8	自己資本の額	44,268		43,815	

(注)「金利リスクに関する事項」については、2019年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2020年3月末からΔNIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

資料編（連結）

2019年度連結事業概況

主要勘定の増減については、子会社の資産･売上等の規模は、当金庫に比べて極めて小さいため、ほとんどの計数は当金庫の計数動向と一致しております。

従いまして、連結の事業概況等につきましても単体での事業概況のほか、各種開示計数と同様の概況･経緯であります。

連結財務諸表 北見信用金庫と子会社北信ビジネス株式会社及び北信サポート株式会社との連結会計報告です。

■連結貸借対照表

（単位：百万円）

資産の部	2018年度	2019年度
現金及び預け金	126,885	131,118
買入手形及びコールローン	－	－
買現先勘定	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－
買入金銭債権	－	－
金銭の信託	998	911
商品有価証券	－	－
有価証券	210,071	219,935
貸出金	190,005	177,978
外国為替	－	－
その他資産	2,989	2,892
有形固定資産	5,873	6,109
建物	3,752	3,938
土地	1,546	1,538
リース資産	127	99
建設仮勘定	4	105
その他の有形固定資産	442	427
無形固定資産	92	79
ソフトウェア	78	65
その他の無形固定資産	14	14
退職給付に係る資産	－	－
繰延税金資産	－	0
再評価に係る繰延税金資産	－	－
債務保証見返	693	855
貸倒引当金	△ 1,908	△ 1,866
資産の部合計	535,702	538,016

負債の部	2018年度	2019年度
預金積金	488,251	491,753
譲渡性預金	－	－
借用金	－	－
売渡手形及びコールマネー	－	－
売現先勘定	－	－
債券貸借取引受入担保金	－	－
コマーシャル・ペーパー	－	－
外国為替	－	－
その他負債	1,051	950
賞与引当金	－	－
役員賞与引当金	－	－
退職給付に係る負債	121	103
役員退職慰労引当金	225	237
睡眠預金払戻損失引当金	60	53
偶発損失引当金	81	72
繰延税金負債	222	－
再評価に係る繰延税金負債	－	－
債務保証	693	855
負債の部合計	490,707	494,026

純資産の部	2018年度	2019年度
出資金	1,198	1,185
優先出資申込証拠金	－	－
資本剰余金	－	－
利益剰余金	42,600	42,993
処分未済持分	△ －	△ －
自己優先出資	△ －	△ －
自己優先出資申込証拠金	－	－
会員勘定合計	43,798	44,178
その他有価証券評価差額金	1,196	△ 189
繰延ヘッジ損益	－	－
土地再評価差額金	－	－
為替換算調整勘定	－	－
評価・換算差額等合計	1,196	△ 189
新株予約権	－	－
非支配株主持分	－	－
純資産の部合計	44,995	43,989
負債及び純資産の部合計	535,702	538,016

■連結損益計算書

（単位：千円）

	2018年度	2019年度
経常収益	5,947,525	5,519,691
資金運用収益	4,712,588	4,569,784
貸出金利息	2,978,186	2,887,480
預け金利息	145,006	143,234
有価証券利息配当金	1,537,540	1,487,167
その他の受入利息	51,854	51,902
役務取引等収益	741,373	773,096
その他業務収益	97,353	27,191
その他経常収益	396,209	149,619
貸倒引当金戻入益	29,176	30,251
償却債権取立益	246,384	17,148
その他の経常収益	120,648	102,218
経常費用	4,703,071	4,850,723
資金調達費用	74,031	67,972
預金利息	66,720	61,818
給付補填備金繰入額	3,514	2,957
その他の支払利息	3,796	3,196
役務取引等費用	311,263	316,297
その他業務費用	2,234	1,711
経費	4,206,680	4,223,170
その他経常費用	108,860	241,571
その他の経常費用	108,860	241,571
経常利益	1,244,454	668,968
特別利益	－	1,442
固定資産処分益	－	1,442
特別損失	64,610	10,931
固定資産処分損	25,130	8,934
減損損失	39,480	1,996
税金等調整前当期純利益	1,179,843	659,479
法人税、住民税及び事業税	228,144	212,324
法人税等調整額	12,427	6,464
法人税等合計	240,572	218,789
当期純利益	939,271	440,690
非支配株主に帰属する当期純利益	－	－
親会社株主に帰属する当期純利益	939,271	440,690

■連結剰余金計算書

（単位：千円）

	2018年度	2019年度
資本剰余金の部		
資本剰余金期首残高	－	－
資本剰余金増加高	－	－
資本剰余金減少高	－	－
資本剰余金期末残高	－	－
利益剰余金の部		
利益剰余金期首残高	41,709,362	42,600,492
利益剰余金増加高	939,271	440,690
親会社株主に帰属する当期純利益	939,271	440,690
利益剰余金減少高	48,141	47,929
配当金	48,141	47,929
利益剰余金期末残高	42,600,492	42,993,254

2019年度における連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書（以下、「連結財務諸表」という。）の適正性、及び連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2020年6月17日

北見信用金庫

理事長 金田充郎

資料編（連結）

連結財務諸表の作成方針

(1)連結の範囲に関する事項
①連結される子会社及び子法人等　2社
北信ビジネス株式会社
北信サポート株式会社
②非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
(2)持分法の適用に関する事項
①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
②持分法適用の関連法人等
該当ありません。
③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
④持分法非適用の関連法人等
該当ありません。
(3)連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
①連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日　北信ビジネス株式会社
3月末日　北信サポート株式会社
②連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。
(4)のれんの償却に関する事項
該当ありません。
(5)剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計年度において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

連結貸借対照表に関する注記

1.　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2.　当金庫の消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。また、連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3.　出資1口当たりの純資産額1,854円98銭
4.　金融商品の時価等に関する事項
2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。
金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額については(注3)参照。
借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の償還予定額については(注4)参照。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1)現金及び預け金(*1)	131,118	131,371	253
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	74,763	76,833	2,070
その他有価証券	145,060	145,060	－
(3)貸出金(*1)	177,978		
貸倒引当金(*2)	△1,864		
	176,113	179,401	3,287
金融資産計	527,056	532,667	5,611
(1)預金積金(*1)	491,753	491,936	182
金融負債計	491,753	491,936	182

(*1)現金及び預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
(注1)金融商品の時価等の算定方法
金融資産
(1)現金及び預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
(2)有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。
自金庫保証付私募債は、対応する残存年数の国債利回りを用いた将来キャッシュ・フローの割引現在価値を求め、貸倒引当金相当額を控除して算出しております。
なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については31ページの28.から29.に記載しております。
(3)貸出金
貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
①　破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)
②　①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
③　①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(スワップレート)で割り引いた価額
金融負債
(1)預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。
また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(スワップレート)を用いております。
(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	104
組合出資金(*2)	7
合　計	111

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
(*2)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	83,000	40,000	－	－
有価証券				
満期保有目的の債券	6,390	20,226	22,864	25,281
その他有価証券のうち満期があるもの	16,454	76,539	21,780	15,497
貸出金(*)	44,606	54,427	37,228	20,873
合　計	150,450	191,192	81,873	61,651

(*)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。
(注4)借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	171,664	55,203	－	44
合　計	171,664	55,203	－	44

(*)預金積金のうち、期間の定めがないもの(要求払預金)は含めておりません。
5.　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用　その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異　各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理
「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しております。
当金庫並びに連結される子会社は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫並びに連結される子会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫並びに連結される子会社の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項(2019年3月31日現在)
年金資産の額　1,650,650百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額　1,782,453百万円
差引額　△131,803百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(2019年3月31日現在)
0.3683%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円及び別途積立金48,949百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社は、当連結会計年度の財務諸表上、特別掛金54百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社の実際の負担割合とは一致しません。
6.　当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△1,536百万円
年金資産(時価)	1,492百万円
未積立退職給付債務	△43百万円
会計基準変更時差異の未処理額	－百万円
未認識数理計算上の差異	△59百万円
未認識過去勤務債務(債務の減額)	－百万円
連結貸借対照表計上額の純額	△103百万円
退職給付に係る資産	－百万円
退職給付に係る負債	△103百万円

※その他の注記項目で連結と単体が同じ内容のものは記載を省略しています。

連結損益計算書に関する注記

1.記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2.出資1口当たり当期純利益金額18円41銭。
※その他の注記項目で連結と単体が同じ内容のものは記載を省略しています。

連結剰余金計算書に関する注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結リスク管理債権

連結対象の子会社には貸出債権がありませんので、当金庫単体の数字が連結の不良債権等の状況になります。

主要な経営指標の推移

（単位:百万円）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
連結経常収益	6,378	6,107	5,917	5,947	5,519
連結経常利益	1,203	1,027	1,103	1,244	668
親会社株主に帰属する当期純利益	744	628	825	939	440
連結純資産額	43,512	43,500	43,947	44,995	43,989
連結総資産額	507,883	516,923	531,733	535,702	538,016
連結自己資本比率(%)	24.45	24.42	23.95	23.27	20.02

(注)企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(2013年9月13日)等を適用し、2015年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

役職員の報酬体系について（連結）

<報酬体系について>

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法　b. 支払手段　c. 決定時期と支払時期

(2) 2019年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位：百万円）

区　分	支払総額
対象役員に対する報酬等	171

(注)1.対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です。
2.上記の内訳は、「基本報酬」144百万円、「退職慰労金」27百万円となっております。また、当年度中に支払った「賞与」はありません。
なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(2012年3月29日付金融庁告示第22号) 第2条第1項第3号及び第6号並びに第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2019年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2.「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
なお、2019年度においては、該当する会社はありませんでした。
3.「同等額」は、2019年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4.2019年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

資料編（連結）

自己資本の充実の状況について（連結）

●自己資本の構成に関する開示事項

（単位：百万円、%）

項　　目	2018年度	2019年度
コア資本に係る基礎項目　（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	43,750	44,143
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,198	1,185
うち、利益剰余金の額	42,600	42,993
うち、外部流出予定額（△）	47	35
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	－	－
うち、為替換算調整勘定	－	－
うち、退職給付に係るものの額		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	139	190
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	139	190
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	43,890	44,333
コア資本に係る調整項目　（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	67	57
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	67	57
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
退職給付に係る資産の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	67	57
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	43,823	44,275
リスク・アセット等　（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	177,852	210,965
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,425	△ 1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	10,464	10,132
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	188,316	221,097
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	23.27%	20.02%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

●その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

●自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	2018年度 リスク・アセット	2018年度 所要自己資本額	2019年度 リスク・アセット	2019年度 所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	177,852	7,114	210,965	8,438
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	175,056	7,002	206,123	8,244
現　金	－	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	101	4	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	3	0	0	0
地方三公社向け	－	－	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	29,165	1,166	28,950	1,158
法人等向け	88,774	3,550	99,924	3,996
中小企業等向け及び個人向け	26,878	1,075	27,721	1,108
抵当権付住宅ローン	1,701	68	1,522	60
不動産取得等事業向け	14,903	596	15,102	604
3ヵ月以上延滞等	195	7	214	8
取立未済手形	26	1	31	1
信用保証協会等による保証付	1,474	58	1,493	59
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－
出資等	730	29	721	28
出資等のエクスポージャー	730	29	721	28
重要な出資のエクスポージャー	－	－	－	－
上記以外	11,100	444	30,441	1,217
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,375	95	21,503	860
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,107	84	2,107	84
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	735	29	710	28
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	－	－	－	－
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	－	－	－	－
上記以外のエクスポージャー	5,882	235	6,120	244
②証券化エクスポージャー	－	－	－	－
証券化 STC要件適用分	－	－	－	－
証券化 非STC要件適用分	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	4,222	168	6,266	250
ルック・スルー方式	4,222	168	6,266	250
マンデート方式	－	－	－	－
蓋然性方式（250%）	－	－	－	－
蓋然性方式（400%）	－	－	－	－
フォールバック方式（1250%）	－	－	－	－
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	－	－	－	－
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	－	－	－	－
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,464	418	10,132	405
ハ. 連結総所要自己資本額（イ+ロ）	188,316	7,532	221,097	8,843

（注）1.所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2.「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3.「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4.当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

〈オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5.連結総所要自己資本額＝連結自己資本比率の分母の額×4%

●信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

■地域別・業種別・残存期間別

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高 2018年度	2019年度	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引 2018年度	2019年度	債券 2018年度	2019年度	デリバティブ取引 2018年度	2019年度	3ヵ月以上延滞エクスポージャー 2018年度	2019年度
国内	527,188	528,882	207,355	195,935	183,571	192,237	－	－	232	234
国外	13,690	13,046	－	－	13,690	13,046	－	－	－	－
地域別合計	540,879	541,929	207,355	195,935	197,262	205,284	－	－	232	234
製造業	28,438	34,338	10,049	10,211	18,088	23,844	－	－	14	14
農業、林業	1,854	2,161	1,854	2,161	－	－	－	－	0	0
漁業	502	455	502	455	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	514	454	514	454	－	－	－	－	－	－
建設業	23,879	25,651	21,215	22,037	2,664	3,614	－	－	24	24
電気・ガス・熱供給・水道業	9,422	8,962	3,398	3,242	6,024	5,720	－	－	－	－
情報通信業	472	265	69	62	401	200	－	－	－	－
運輸業、郵便業	7,816	8,243	3,661	3,584	4,082	4,572	－	－	7	5
卸売業、小売業	28,005	29,229	20,940	21,335	6,933	7,762	－	－	16	26
金融業、保険業	163,177	168,787	12,275	8,679	25,578	31,089	－	－	－	－
不動産業	37,119	41,302	29,062	29,045	7,987	12,194	－	－	75	68
物品賃貸業	1,427	1,460	1,427	1,460	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	1,276	1,094	1,276	1,094	－	－	－	－	－	－
宿泊業	2,278	2,207	2,273	2,202	－	－	－	－	－	－
飲食業	2,868	3,125	2,868	3,125	－	－	－	－	23	17
生活関連サービス業、娯楽業	4,123	3,997	4,123	3,997	－	－	－	－	35	34
教育、学習支援業	376	411	376	411	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	7,085	7,292	7,085	7,292	－	－	－	－	－	－
その他のサービス	10,170	10,872	6,833	7,944	3,279	2,870	－	－	3	4
国・地方公共団体等	162,701	143,580	40,359	30,077	122,221	113,415	－	－	－	－
個人	20,482	20,031	20,482	20,031	－	－	－	－	31	37
その他	26,884	28,001	16,704	17,027	－	－	－	－	－	－
業種別合計	540,879	541,929	207,355	195,935	197,262	205,284	－	－	232	234
1年以下	122,179	123,796	27,792	22,029	11,989	18,481	－	－		
1年超3年以下	77,597	74,188	7,149	6,769	36,447	27,418	－	－		
3年超5年以下	55,581	70,575	19,112	18,726	36,468	51,849	－	－		
5年超7年以下	39,298	25,656	8,574	8,966	30,724	16,689	－	－		
7年超10年以下	48,885	40,874	39,103	32,999	9,782	7,875	－	－		
10年超	160,185	171,832	88,335	88,861	71,849	82,971	－	－		
期間の定めのないもの	37,151	35,006	17,287	17,582	－	－	－	－		
残存期間別合計	540,879	541,929	207,355	195,935	197,262	205,284	－	－		

（注）1.オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2.「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には投資信託、現金、固定資産等が含まれます。
4.CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

資料編（連結）

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定める リスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャーの額			
	2018年度		2019年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	－	180,981	－	159,978
10%	－	14,030	－	14,446
20%	1,116	146,892	4,748	144,856
35%	0	4,981	－	4,460
50%	60,450	81	63,265	1,691
75%	－	31,874	－	32,625
100%	7,277	92,786	10,348	97,447
150%	－	112	－	124
250%	－	294	－	－
1,250%	－	－	－	7,935
その他	－	－	－	－
合　計	540,909		541,929	

（注）1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

●信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

●出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区　分	2018年度		2019年度	
	連結貸借対照表計上額	時　価	連結貸借対照表計上額	時　価
上場株式等	967	967	889	889
非上場株式等	2,253	－	2,245	－

ロ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

ハ.連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

ニ.連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

●金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

連結における自己資本の充実の状況の定性的な開示事項

連結の範囲に関する事項

■自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

相違点はありません。

■連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結子会社:2社
連結子会社の名称:北信ビジネス㈱、北信サポート㈱
主要な業務の内容:北見信用金庫の委託を受けて行う業務

■自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当はありません。

■連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当はありません。

■連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等の概要

該当はありません。

以下の事項は連結と単体は同一ですので、単体の内容となります。
- 自己資本調達手段の概要
- 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- 信用リスクに関する事項
- 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 証券化エクスポージャーに関する事項
- オペレーショナル・リスクに関する事項
- 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 金利リスクに関する事項

事業の種類別セグメント情報

連結子会社が行う事業は、全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

北見信用金庫グループの主要な事業の概要

北見信用金庫グループは、当金庫、子会社2社で構成され、信用金庫業務を中心に金融サービスを提供しております。

■事業系統図

北見信用金庫

国　内

店舗数 30

※四条支店(旭川市)を2020年4月10日に旭川支店に統合しており、現在は29店舗となっております。

子会社:北信ビジネス株式会社・北信サポート株式会社
……北見信金からの委託業務

■子会社

北信ビジネス株式会社

●所在地／北見市大通東1丁目2番地1
北見信用金庫本店内　☎0157-25-1745
●資本金／ 10,000,000円
●当金庫議決権比率／ 100%
●設立年月日／ 1986年3月19日
●代表取締役／小濱　和幸
●主な業務内容／北見信用金庫の委託を受けて行う次の業務
1.事務処理業務
(1) 現金等の整理・精査・集金・搬送
(2) 文書等の発送・集配・整理・保管
(3) 文書の作成・印刷・製本
(4) 物品の調達・管理
(5) 現金自動預金支払機の保守・管理
(6) 貸金にかかわる物的担保の調査・管理
2.動産・不動産の保守管理業務
(1) 店舗の清掃・保守・管理
(2) 駐車場の運営・管理
(3) その他の動産・不動産の保守・管理
3.職員の福利厚生業務
物資の購入・販売・斡旋
4.事務要員の派遣
5. その他前各号に付帯関連する一切の業務

北信サポート株式会社

●所在地／北見市大通東1丁目2番地1
北見信用金庫本店内　☎0157-25-1741
●資本金／ 10,000,000円
●当金庫議決権比率／ 100%
●設立年月日／ 2012年3月23日
●代表取締役／小濱　和幸
●主な業務内容／北見信用金庫の委託を受けて行う次の業務
1.事務処理業務
(1) 現金等の整理、精査、集金および搬送
(2) 文書等の発送、集配、整理および保管
(3) 文書の作成、印刷および製本
(4) 物品の調達および管理
(5) 現金自動預金支払機の保守および管理
(6) 事務用品および帳票等の管理
(7) 伝票、元帳の保管および営業用頒布品等の管理
(8) 預金、貸金、関連業務の端末オペレーションおよび計算業務
(9) 貸金にかかわる物的担保の調査および管理
2.広告又は宣伝等にかかる業務
3.役職員に対する教育又は研修にかかる業務
4.消費者ローンの相談および取次ぎ業務
5.動産、不動産の保守管理業務
(1) 店舗の清掃、保守および管理
(2) 駐車場の運営および管理
(3) その他の動産、不動産の保守および管理
6.職員の福利厚生業務
物資の購入、販売および斡旋
7.事務要員の派遣
8.その他前各号に付帯関連する一切の業務

沿革・歩み・当金庫の主な事業の内容

沿革・歩み

1930（昭和 5）年 11月 野付牛信用組合設立
初代組合長 荻丹栄 就任
1931（昭和 6）年 1月 組合長 伊谷半次郎 就任
1942（昭和17）年 6月 市制施行により北見信用組合に改組
1946（昭和21）年 5月 組合長 青木茂重郎 就任
1950（昭和25）年 8月 訓子府支店 開設
9月 留辺蘂支店 開設
1951（昭和26）年 10月 津別支店 開設
10月 信用金庫法の制定により北見信用金庫に改組
11月 置戸支店 開設
1953（昭和28）年 12月 温根湯支店 開設
1962（昭和37）年 1月 理事長 滝野啓次郎 就任
1963（昭和38）年 5月 理事長 松浦国美 就任
1964（昭和39）年 11月 相内支店 開設
1965（昭和40）年 11月 本店 新築落成
1967（昭和42）年 11月 西支店 開設
1968（昭和43）年 3月 預金量100億円を達成
1969（昭和44）年 11月 東支店 開設
1970（昭和45）年 1月 北海道収納代理金融機関の業務取扱い開始
1971（昭和46）年 12月 日本銀行と当座預金取引開始
1972（昭和47）年 11月 帯広支店 開設
11月 本店営業部 日銀歳入代理店業務取扱い開始
1974（昭和49）年 7月 三輪支店 開設
1975（昭和50）年 10月 釧路支店 開設
1978（昭和53）年 10月 美幌支店 開設
1979（昭和54）年 9月 ことぶき支店 開設
1981（昭和56）年 4月 理事長 青木 茂 就任
9月 南支店 開設
10月 卸町支店 開設
1982（昭和57）年 10月 しらかば支店 開設
12月 預金量1,000億円を達成
1983（昭和58）年 4月 理事長 小森芳晴 就任
6月 国債の窓口販売開始
12月 北見市役所に初の店舗外ATM設置
1984（昭和59）年 9月 北光支店 開設
1985（昭和60）年 9月 端野支店 開設
1990（平成 2）年 10月 若葉支店 開設
1991（平成 3）年 5月 両替商業務取扱い開始
1992（平成 4）年 10月 常呂支店 開設
1996（平成 8）年 9月 南大通支店 開設
1998（平成10）年 6月 理事長 高橋 甫 就任
1999（平成11）年 3月 理事長 加藤 則夫 就任
5月 オンラインシステムを自営方式から北海道信金共同事務センターに移行、運用開始
2000（平成12）年 10月 郵便貯金とのATM相互接続開始
12月 しんきんゼロネットサービスの取扱い開始
2001（平成13）年 6月 保険募集業務開始
6月 理事長 池田 彰 就任
2002（平成14）年 4月 投資信託窓販業務開始
2003（平成15）年 6月 個人向け国債の窓口販売開始
2004（平成16）年 1月 マルチペイメントネットワークシステム稼動
2005（平成17）年 1月 インターネットバンキング開始
12月 本店休日営業開始
2006（平成18）年 10月 国立大学法人北見工業大学との包括連携協定締結
11月 本店店舗を大通東1丁目2番地1に新築落成
11月 生体認証付全自動貸金庫導入
2007（平成19）年 3月 営農資金融資「きたしん・アグリサポート」取扱開始
5月 本店ビルが「照明普及賞」受賞
9月 本店ビルが「北海道ニューオフィス推進賞（北海道知事賞）」受賞
10月 本店貸金庫の休日取扱い開始
10月 本店ビルがグッドデザイン賞受賞
2008（平成20）年 6月 創業資金「きたしん・チャレンジサポート」取扱い開始
11月 ことぶき支店、改築オープン
2009（平成21）年 2月 本店ビルが北海道赤レンガ建築賞受賞
3月 紋別信用金庫と合併基本協定書に調印
10月 第1回北見ハーフマラソン大会特別協賛
11月 紋別信用金庫と合併、新北見信用金庫誕生
2010（平成22）年 7月 25年にわたる献血運動推進に対し「厚生労働大臣表彰」受賞
2011（平成23）年 3月 独立行政法人 中小企業基盤整備機構北海道支部と「業務連携・協力に関する覚書」を締結
6月 理事長 太布 康洋 就任
11月 「小さな親切」運動賞受賞
2012（平成24）年 8月 北見市民会館へ緞帳を寄贈
12月 認定経営革新等支援機関の認定取得
2013（平成25）年 2月 でんさいネット業務取扱開始
2014（平成26）年 3月 地域密着型金融に関する取組みへの顕彰受賞
5月 紋別支店 新築移転オープン
7月 日本政策金融公庫と提携し、「きたしん農業者支援ローン」取扱開始
9月 北見地区消防組合へ高規格救急自動車を寄付
12月 日本政策金融公庫と創業支援等に関する新たな「業務提携・協力に関する覚書」を締結
2015（平成27）年 3月 北洋銀行と債権流動化に関する業務提携契約締結
2016（平成28）年 3月 東京農業大学生物産業学部との包括連携協定締結
4月 北見市と地方創生に関する連携協定を締結
2017（平成29）年 1月 商工組合中央金庫と「業務提携・協力に関する覚書」を締結
6月 理事長 金田充郎 就任
2018（平成30）年 2月 事業承継支援の取組みが地方創生に資する「特徴的な取組事例」と認められ、内閣府より表彰を受ける
2019（平成31）年 1月 電子決済等代行業者とAPI利用に関する契約を締結
2019（令和 元）年 11月 卸町支店 新築移転オープン

当金庫の主な事業の内容

1 預金及び定期積金の受入れ
2 資金の貸付け及び手形の割引
3 為替取引
4 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
（1） 債務の保証又は手形の引受け
（2） 有価証券（（5）に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）
（3） 有価証券の貸付け
（4） 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
（5） 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
（6） 短期社債等の取得又は譲渡
（7） 次に掲げる者の業務の代理
日本銀行・株式会社日本政策金融公庫等
（8） 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
イ 金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
（9） 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
（10） 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
（11） 振替業
（12） 両替
（13） デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。（14）において同じ。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（（5）に掲げる業務に該当するものを除く。）
（14） デリバティブ取引（信用金庫法施行規則で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理
（15） 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（（14）に掲げる業務に該当するもの及び信用金庫法施行規則に定めるものを除く。）
5 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）
6 法律により信用金庫が営むことのできる業務
（1） 保険業法（1995年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
（2） 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
（3） 当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
（4） 高齢者の居住の安定確保に関する法律（2001年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
（5） 電子記録債権法（2007年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

法令等で定められた開示項目索引

単　体（信用金庫法施行規則第132条等における規定）

1.金庫の概況及び組織に関する事項
（1）事業の組織 …… 25
（2）理事及び監事の氏名及び役職名 …… 25
（3）会計監査人の氏名又は名称 …… 25
（4）事務所の名称及び所在地 …… 26
2.金庫の主要な事業の内容 …… 51
3.金庫の主要な事業に関する事項
（1）直近の事業年度における事業の概況 …… 7
（2）直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標
①経常収益 …… 7
②経常利益又は経常損失 …… 7
③当期純利益又は当期純損失 …… 7
④出資総額及び出資総口数 …… 7
⑤純資産額 …… 7
⑥総資産額 …… 7
⑦預金積金残高 …… 7
⑧貸出金残高 …… 7
⑨有価証券残高 …… 7
⑩単体自己資本比率 …… 7
⑪出資に対する配当金 …… 7
⑫職員数 …… 7
（3）直近の2事業年度における事業の状況を示す指標
①主要な業務の状況を示す指標
ア.業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（除く投資信託解約損益） …… 32
イ.資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 …… 32
ウ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや …… 32
エ.受取利息及び支払利息の増減 …… 32
オ.総資産経常利益率 …… 32
カ.総資産当期純利益率 …… 32
②預金に関する指標
ア.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高 …… 33
イ.固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高 …… 33
③貸出金等に関する指標
ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 …… 33
イ.固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 …… 33
ウ.担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 …… 33
エ.使途別の貸出金残高 …… 34
オ.業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 …… 34
カ.預貸率の期末値及び期中平均値 …… 35
④有価証券に関する指標
ア.商品有価証券の種類別の平均残高 …… 該当はありません。
イ.有価証券の種類別の残存期間別の残高 …… 35
ウ.有価証券の種類別の平均残高 …… 35
エ.預証率の期末値及び期中平均値 …… 35
4.金庫の事業の運営に関する事項
（1）リスク管理の体制 …… 4
（2）法令遵守の体制 …… 4
（3）中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 …… 11～20
（4）金融ADR制度への対応 …… 5
5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況
（1）貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 …… 27～31
（2）貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
①破綻先債権に該当する貸出金 …… 10
②延滞債権に該当する貸出金 …… 10
③3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金 …… 10
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金 …… 10
（3）金融再生法開示債権 …… 10
（4）自己資本の充実の状況
①自己資本の構成に関する開示事項 …… 38
②定性的な開示事項
ア.自己資本調達手段の概要 …… 38
イ.自己資本の充実度に関する評価方法の概要 …… 39
ウ.信用リスクに関する事項 …… 39
エ.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 …… 41
オ.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 …… 該当はありません。
カ.証券化エクスポージャーに関する事項 …… 該当はありません。
キ.オペレーショナル・リスクに関する事項 …… 42
ク.出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 …… 42
ケ.金利リスクに関する事項 …… 43
③定量的な開示事項
ア.自己資本の充実度に関する事項 …… 39
イ.信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く） …… 40～41
ウ.信用リスク削減手法に関する事項 …… 42
エ.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 …… 該当はありません。
オ.証券化エクスポージャーに関する事項 …… 該当はありません。
カ.出資等エクスポージャーに関する事項 …… 42
キ.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 …… 43
ク.金利リスクに関する事項 …… 43
（5）次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
①有価証券 …… 36
②金銭の信託 …… 37
③規則第102条第1項第5号に掲げる取引 …… 該当はありません。
（6）貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 …… 34
（7）貸出金償却の額 …… 34
（8）金庫が信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 …… 29
6.報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの …… 37
7.事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 …… 該当はありません。

連　結（信用金庫法施行規則第133条等における規定）

1.金庫及びその子会社等の概況 …… 50
2.金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項 …… 44～46
3.金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項 …… 44～50
4.報酬等に関する事項であって、金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの …… 46
5.事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 …… 該当はありません。

KITAMI SHINKIN

北見しんきん

2020年(令和2年)7月　北見信用金庫 総務企画部
〒090-0020 北見市大通東1丁目2番地1 TEL.0157-24-7531
URL:http://www.shinkin.co.jp/kitami/